

平成23年第3回太子町議会定例会（第432回町議会）会議録（第2日）

平成23年6月6日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める
請願

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める
請願

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	井 村 淳 子	14 番	橋 本 恭 子
15 番	中 井 政 喜	16 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	山 本 雅 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	山 本 武 志
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

（開議 午前9時58分）

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

平成23年第3回太子町議会定例会（第432回町議会）におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第3回太子町議会定例会（第432回町議会）を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 一般質問

○議長（佐野芳彦） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答

弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いをします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日は2件の質問をさせていただきますけれども、まず1件目は資源ごみ運搬費の削減化という内容のものでございますけれども、この内容は少し経緯をお話ししますと、平成21年12月の斑鳩地区連合自治会の定例会議に当時の生活環境課担当課長がお見えになり、資源ごみである新聞、ダンボール等の粗大ごみ回収日での搬出をしない運用管理をお願いしたいとの要請がありました。その目的は、資源ごみ回収のための運搬費削減を実施したいとのお話であり、斑鳩地区連合自治会は検討の末、22年3月まで試験的に運用を図り、問題がなければ平成22年4月より正式に実施化を推進することで決定し運用に入りました。なお、そのときの担当課長のコメントでは、当件を太子町4地区の連合自治会が完全実施協力をすれば約600万円の運搬費削減が可能とのお言葉でした。

以上の内容により、1として、その後の当計画に対する進捗状況は怎么样了るか。

また2として、この運用に当たっての実績効果はどうであったかを質問したいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 資源ごみの運搬費削減化の件について申し上げます。

太子町では、現在資源ごみを大型ごみの日に収集を行っておりますが、資源ごみを地域の資源回収などで収集していただく取り組みを目指しております。

そのため、4地区の連合自治会に説明会を行う予定でありましたが、斑鳩地区におきましては毎月定例会が行われているということで、平成21年度、その定例会に出席しまして

斑鳩地区の皆様に資源ごみを地域の資源回収などで収集していただく取り組みをお願いしております。22年度には1年間試行期間として取り組んでいただきまして、23年度、今年度本格実施ということでやっていただいております。

他の地区でございますけれども、平成22年度に説明会を行いまして他の地区も本年度1年間試行を今現在していただいております。そして、平成24年度から本格実施を目指したいというふうに考えております。

次に、平成22年度の運搬費の削減、実績、効果についてでございますが、平成22年度は1年間試行期間として取り組んでいただいておりますので、23年度の本格実施の後実績が出てまいりますので、24年の決算で説明させていただきたいというふうに思っております。

資源ごみの実績と効果でございますけれども、試行期間中でございますけれども、平成21年度の斑鳩地区の資源ごみ総量が6万1,480キロでございます。22年度は3万2,770キロになりまして、△の2万8,710キログラムの総量減量となっております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 先ほどの件はわかりました。了解いたしました。

それと、1つ、これ要望というか、お願いという形を思うんですけれども、当件のような案件自体は太子町にも連合自治会、太子町の連合自治会というのがあるので試験的に運用云々というのも含めてやっぱりこの連合自治会の中で検討されて、それでできるものなら一斉に同時進行という形のような形があればこの時間の無駄が省かれる形を思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） おっしゃられるとおりで、本来連合自治会4地区の会長様方にご説明申し上げて本来するべきでしたんですけれども、斑鳩地区の連合自治会の皆さん

の定例会ということが年度途中にございましたので、急をもって説明会に説明をさせていただきました。今後また連合自治会とも連携をもってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 よろしくをお願いします。

じゃあ、議長、次の。

○議長（佐野芳彦） 続けてどうぞ。

○吉田日出夫議員 問題に移ります。

2件目は、国道179号線バイパス道路工事の件でございますけども、これは現在県土木、また当局も含めていろいろと日ごろ報告説明会等を開いていただいてご尽力願っておるんですけども、今お聞きしたいのは、この完成年度というのは当初私が自治会をやっておりましたときには平成25年度という形をお聞きしとったつもりなんですけども、現在どういう内容でこの問題が進捗をしておるのか、また最終的にこの完成予定はいつなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 現在事業主体兵庫県において実施中でございます都市計画道路龍野線太子道路ということでございますが、この進捗状況でございます。

全体事業費といたしまして28億円、うち22年度末までの事業費での出来高は9億1,400万円、事業費の進捗で32.6%ということになっております。

事業期間につきましては、先ほどございましたが、平成19年度から現在のところ平成26年度の予定で進捗をいたしております。当初計画より若干遅れておりますが、これにつきましては用地交渉等地権者の方との調整等もございますので、26年度ということでございます。平成23年度におきましては、物件11件、用地買収18筆並びに物件調査あるいは埋蔵文化財調査を予定されております。平成24年度以降におきましては、用地買収とさらに埋蔵文化財調査を終了した路線の南側より順次工事を着手しながら、あわせて未買収用

地、20筆程度ございますが、その用地交渉、買収を進めていくということで龍野土木からは伺っております。

今後にも計画的な実施の進捗と住民の方々の合意形成を図るべく土木事務所とも連携を図りながら事業進捗に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

（吉田日出夫議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 挙手して。

吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 ありがとうございます。

それと、私どもの町の中で1つ一番問題がありますのは、関電の鉄柱移動という形の内容があるんです。通常の立ち退き、こういうのは特に私の町内では大きな問題としては私は認識してないんですけども、この鉄柱の移動に関しては道路工事のバイパスの新規の拡張ということなので当局も、また県等も含めて、今現在この折衝やってるのは関電と地権者だけがやってるんです。ということは、この問題に関してはなかなか難しい問題がありまして、関電さんは関電の思惑で地権者に押しつけるような形で頻度が月に1回ぐらいの予定でお見えになつとる形なんですけども、地権者は非常に困っておると言っておるのです。そういう意味で、また当局、また県のほうも一緒になって関電との折衝をご尽力いただけたらということを思うんですけども、いかがなものでしょう。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 関西電力の鉄塔につきましては、位置的にもそんなに場所をかえて移動することができないような状況でございますので、道路を交わした付近ということになってくるかと思えます。土木事務所のほうももちろん関電任せということではなく、今後とも調整に入っていく。もちろん事業者は県でございますので、県がそのあたりの調整をしていくというのはもう当然の話でございますので、私どものほうからもそう

いった旨の要請はしていきたいというように
思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 ありがとうございます。
これから期待をしておりますので、本人もそ
ういう形で聞きましたら喜ぶと思いますの
で、よろしくお願いします。

以上で私の2件の質問を終わらせていた
きます。

○議長（佐野芳彦） 以上で吉田日出夫議員
の一般質問は終わりました。

次、森田眞一議員。

○森田眞一議員 6番の森田眞一でござい
ます。4点について質問させていただきますけ
れども、まず第1点目、災害対策についてで
ございます。

去る3月11日に発生しました東日本大震災
は多くの人の命を奪うとともに、生活に甚大
な損害をもたらしました。そして、3カ月を
過ぎようとしている今日においてもなおた
くさんの方々が不便な生活を余儀なくされて
おります。その様子を見るたびに涙が込み上
げ、一日も早い復旧復興を願わずにはおられ
ません。

災害はいつどんな形で起きるかわかりませ
んが、一昨年隣町におきまして集中豪雨で
水害が発生しとうい命が奪われておりま
す。本町においても、昭和51年台風による大
雨で大きな水害が発生し甚大な被害が出たこ
とは皆さんも記憶にあるところであると思
います。その後、町は雨水幹線の整備を進め
てきましたが、まだ十分とは言えず、特に宅
地開発により周辺の水田が減少した比較的宅
地の低い旧集落地においては集中豪雨や台
風の強い雨が降ると溝があふれ、水路と道
路が区別できなくなり通行が極めて危険な
ところや、中には住宅への浸水が懸念され
るところがあります。この状況をこのまま放
置していると、必ず大きな災害が来るとい
うふうに考えて間違いのないと思います。一
刻も早い対策が求められております。町は
このような場所

を把握されているのでしょうか。

また、近い将来発生が予想される山崎断層
地震についても気にかかるところでありま
す。学校を初め町の公共施設の耐震は大丈
夫なのでしょうか。

また、民間の住宅における耐震化啓発は
どのようになっておるのでしょうか。

そして、このような状況を踏まえ、町はど
のように対応しようとしているのかお伺い
をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず、最初
の太子町の内水排水についてでございます
が、先ほどもございましたが、昭和51年9
月10日の17号台風によります降雨災害
により河川整備が促進をされてきました。
一級河川林田川並びに二級河川大津茂川
の河川整備と連携を図りながら昭和53年
度より公共下水道事業によります市街化区
域内及び調整区域に流入する雨水幹線整
備を実施してまいりました。また、上流域
の調整区域につきましては、都市下水路事
業によりまして事業化を図りまして順次整
備を実施してきたところでございま
す。

排水区域面積の約50%が整備済みでござ
いまして、この投資効果につきましては17
号台風の時間雨量に対して浸水被害が生じ
ていなかったことにより明確となっております
。しかし、一昨年佐用町におけます集中豪
雨など、地球環境の変化に伴いまして雨水
計画の見直しを余儀なくされておりました
。各自治会への調査により作成をされました
防災マップを参考にいたしまして計画の見
直しを行っているところでございます。今
後より一層浸水状況を的確に把握し、事業
化の緊急性を判断の上、財政面も考慮しな
がら事業実施計画を明確にしていきたいと
いうように考えております。

続きまして、町の公共施設の耐震化につ
いてのご質問でございますが、国が多数の
者が利用する建築物として定めております
学校等

の3階建て以上で延べ床面積1,000平米以上の建物につきまして耐震診断結果に基づく優先順位を定めまして順次耐震補強を進めております。本年度までに龍田小学校校舎及び斑鳩小学校の校舎の耐震補強が既に完了をいたしました。昨年度より斑鳩小学校の屋内運動場の改築に着手いたしております、本年度につきましては本定例会でも提案をさせていただきました石海小学校東棟の校舎と太田小学校南館中央棟校舎の耐震工事に着手の予定でございます、義務教育施設につきましては平成24年度末までに事業を完了をする予定でございます。

来年度以降につきましては、不特定多数の方が利用される公民館、幼稚園等の小規模公共施設につきましても耐震化の検討を進めてまいりたいというように考えております。

また、民間の住宅耐震化についての取り組みでございますが、22年3月に策定いたしました太子町耐震化促進計画に掲げております平成27年度末までの耐震化率90%の目標に向けまして兵庫県におきますわが家の耐震改修促進事業の制度を活用いたしました簡易耐震診断や耐震改修助成、さらには防災訓練を初めといたします各種住民イベント等へ制度の周知あるいは防災意識の高揚の啓発に取り組みをさせていただいているところでございます。

また、街づくり課内におきまして平成21年度より住宅リフォームに関する相談窓口を設けておりまして、耐震化を希望される住民の方々に制度の説明や利用促進するとともに関係機関とも連携し技術支援に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 まず、雨水の対策につきましては、雨水計画の見直しを行われて今後順次財政面等加味しながら進めていかれるということをお聞きしまして、ぜひそのようにスピードを速めてお願いをしたいというふうに思います。

また、地震の対策につきましても、特にあいう状況を見ますと民間のそれぞれの住宅、これへの対策がやっぱり急がれるし重要だろうというふうに思いますので、その辺のことにつきましても力を入れて進めていただきたいというふうに思います。

次、2点目に移ります。

2点目は、地域で支え合う体制の確立についてであります。

核家族化で若い夫婦や高齢者だけの世帯が増え、子育てや日常生活に不安を持つ人が多くなっております。これらの人たちをみんな支え合うことができる地域でありたいなというふうに思います。

町は第5次太子町総合計画で「誰もが支え合って暮らせるまちづくり」を政策として取り上げ、その施策として支え合う体制づくりを掲げておられます。これについて具体的にどのように取り組もうとされておるのか説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 地域で支え合う体制の確立についてでございます。

地域で支え合う体制づくりは、そこで生活する人々がふだんから地域活動に関心を持ち、みずから率先して行事等に参加し、地域の方々と交流を深めるという意識を高めることが重要であると考えます。長寿社会になり将来の生活に不安を抱える人々が多い中、地域福祉活動の重要性が高まっております。

そこで、第5次太子町総合計画での「支え合う体制の確立」としましては、「地域福祉活動の推進」、「ボランティア活動の推進」、「民間福祉関係団体への活動支援」の3項目の基本事務を掲げております。

第1点目の「地域福祉活動の推進」では、民生児童委員、民生児童協力委員活動支援としまして毎月1回の定例会、民生児童委員と協力委員の合同研修を開催いたしております。昨年高齢者の居所不明が問題となり、民生委員の職務が注目されております。民生児童委員の皆様には常日ごろから住民の立場に

立って相談に応じ、地域のひとり暮らしの高齢者や障害者の見守りをしていただき地域福祉の向上に努めていただくようお願いしております。

第2点目の「ボランティア活動の推進」では、奉仕の崇高な精神のもとに多くの方にボランティア活動に参加いただいております。2006年の、のじぎく兵庫国体を機にボランティアの輪が広がったことは本当に喜ばしいことでありました。ボランティア連絡協議会では、毎年各ボランティア団体が活動を発表して関係部署と連携し、ボランティア活動への参加のPRに努めております。

第3点目でございます。「民間福祉関係団体への活動支援」、それはふれあいサロンの活動支援としまして自治会員の懇親やボランティア団体と高齢者との交流を実施しております。参加することが地域で支え合う体制の確立につながり、自分が住む町に愛着を感じ、地域がよくなり、地域福祉を支え合う輪が広がるよう推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 ありがとうございます。地域福祉活動、それからボランティア活動の推進、それから自治会を初めふれあいサロンの活性化、活発化というお答えを具体的にいただきました。私はこの自治会活動の中で行われておりますふれあいサロン、これ非常に効果が期待されるというふうに考えるものですが、現在この活動に対しまして3万円の助成金をいただいております。できましたら、この助成金の増額をお図りいただいて、もっとたくさんの方に参加していただけるような事業に膨れ上がっていけばというふうに思いますので、どうぞその辺のことをよくお願いしたいと思います。

続きまして、3点目に移らせていただきます。都市公園の整備についてです。

子供にとって安心・安全に遊べる公園や広場は重要であります。平成17年の国勢調査に

よりますと、本町の総人口15歳未満の占める割合は県内で2番目に高い結果となっております。にもかかわらず、本町の人口1人当たりの公園面積は県下平均を下回っております。町が実施した全世帯アンケートでも公園や広場の設置に対する住民のニーズは非常に高かったというふうに思います。公園、広場は決して子供だけのものではなくて、高齢者の憩いの場、地域の人が集うコミュニケーションの場、災害時の一時避難所としての活用、いろいろな効果を持っております。特に宅地開発が進み新しい住宅が増えている地域においてはまとまった土地の確保という面からしても公園整備を急ぐ必要があるというふうに思います。町はどのようにお考えでございましょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 都市公園の整備についてのご質問でございますけども、先ほど触れられました本町の人口当たりの都市公園面積は4.6平方メートルということで、兵庫県平均の9.8平米を下回っている状況でございます。現在事業実施をしております柳池総合公園が事業完了いたしますと約9.0平方メートルと、若干ではございますが、県下平均はわずかに下回るという程度になる予定でございます。

現在町では8カ所の都市公園を開設し、更新整備に進めております。石海地区におきましては2つの都市公園、宮本と吉福公園でございますが、整備しているものの、身近な公園や広場が少ない。交流機能や防災機能を持ち、高齢者の憩いの場あるいは子供たちの遊び場となる公園が必要であるというように考えております。そのために都市の将来ビジョンをお示しする都市計画マスタープランを策定をいたしております。公園の現状と課題の検証を行っております。その中で新たな街区公園の配置を検討をいたしております。また、現在都市公園のサービス整備を行うことで住民のニーズにこたえるよう努めてまいり

たいというように考えております。

都市計画公園以外におきます宅地開発に伴い設置をされました帰属公園につきましても、地域ニーズに合った帰属公園になるよう開発指導を行ってまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 ありがとうございます。今部長のほうからもおっしゃいましたように、確かに都市公園としましては現在8カ所の公園が設置されとるわけでございますけれども、町民の声を聞きますと、やはりそれが必要なんだけど身近なところに公園が欲しいという声が非常に強うございます。その辺もおわかりいただいているようでございますので、その分につきましてはお願いをしてとどめておきます。

次、公民館の充実についてでございます。

文化、芸術、スポーツ活動などは毎日の生活に潤いと活力を与え人の輪も広がります。憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくりには生涯学習の推進が欠かせないものであるというふうに思います。町民みずからが学んだり教え合ったりできる場づくりが進められる必要があるというふうに思います。

本町において、これらの活動の場であり中心的役割を担っているのは公民館であろうと思いますが、その設備は中央公民館の、昭和41年開館でございますけれども、建設は40年だろうと思います、初め地区公民館はいずれも昭和50年代の初期に建設されたものでありまして、手狭であったりバリアフリーでなかったりして現在のニーズに対応しているとは思いません。特に中央公民館は、たちばな大学を初めサークル活動なども高齢者の利用が非常に多くあります。その中で3階ホールへの階段が難所となっております。これまでもエレベーターの設置が要望されてきましたが、まだ設置には至っておりません。

そこで、提案でございますけれども、せめて公民館の主催事業はバリアフリー設備の整

った文化会館で行うことができないか。また、老人大学だけでなく市民大学講座など、幅広い年齢層を対象とした質の高い講演会なども企画することができないかというふうに思います。今後の施設整備計画と運営について伺いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 公民館の充実について3項目のお尋ねでございます。

まず、最初の公民館主催事業の文化会館の使用の件でございます。

議員お尋ねのとおり、確かに高齢者にとって3階ホールへの上り下りは大変なご負担や作業になってございます。現在3階ホールを使用している講座を見てみますと、教養講座を除いて3つの講座、合計95名が登録されておる講座が3つ該当しております。これらの開催日を見てみますと、そのうち2つの講座、これは85名が登録されておりますが、この2つの講座が火曜日の開催であり、文化会館の休館日と重なってしまいます。さらに、他の曜日に変更するとなりますと、指導者の先生方との日程調整、またいかに高齢者といえども長年の習慣、スケジュールを変更することは容易ではございません。

議員お尋ねのとおり、身体的な負担の軽減に努めるということはもう館としても必要性を十分認識しておりますが、逆に老人大学といえば中央公民館という意識が定着しておりまして、現時点では文化会館の使用については考えてはございません。

次、2つ目でございます。質の高い講演会なども企画できないかという件でございます。

現在各校区の地区館においておおむね2カ月に1回の割合で地域住民を対象に教養講座が開催されておりまして、毎回盛況を博してございます。講師につきましては近隣より招聘しております。比較的安価な講演料、通常3万円程度まででお願いしてございます。これを中央公民館において全町民を対象に開催するとなりますと、施設の面で、老人大学で

催す講演会においても200名を超える方々が3階ホールがいっぱいになるほどご参加いただいております。その上、一般住民を対象ということを考えた場合では、公民館での収容はとてもかなわないと思われます。

また、公民館は生涯学習の拠点としての位置づけであることから考えますと、継続性も大変重要な条件となっておりまゐります。そうしますと、講師料等財政面で厳しくなっておりまゐります。議員ご提案の質の高い講演会というのは、むしろ文化会館における事業として企画するほうが適切ではないだろうかと思われまゐります。

3点目、今後の施設整備計画と運営についてでございます。

中核施設であります中央公民館は、耐震診断の結果、地震に対する建物としての耐力度が低いため、地震発生時には大きな損傷が予想されまゐります。そのため耐震補強が必要となっておりまゐりますが、経年劣化等を考慮しますと多額の補修費が見込まれ、財政的にも厳しい折、整備時期等を明確にお示しできない状況でございます。しかし、庁舎建設とあわせて新庁舎内に住民交流スペースを確保し、それを展示スペースとしての機能を持たせられないかとか、講座開催のためのスペースは文化会館の貸し館を活用できないかなど、機能面で分離した運営を研究してみることも大切ではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 ありがとうございます。ただ、公民館の事業というのは公民館でやるというだけが事業ではございませぬ。ほかの施設を使って公民館事業として実施することも十分可能でございます。そういう面では非常に設備の整った文化会館を使って公民館の事業を実施するということは何ら問題がないというふうに思ひまゐります。

それから、私の言い方も悪かったんかもわかりませぬけれども、公民館の主催事業といひましても、今次長が答えられたように、老

人大学の一般教養250名から300名近い方々が毎月1回一般教養で来館され3階ホールをお使いになっておりますけれども、この一般教養の講座の分だけでもちやうど広さが同じような文化会館の中ホールをお使いいただけたら非常にそういう面では助かるというふうに思ひまゐります。その辺をひとつ考慮いただひいて、今後検討をお願いしたいというふうに思ひまゐります。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 以上で森田眞一議員の一般質問は終わりました。

次、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おはようござひまゐります。4番首藤佳隆でございます。通告に従ひ質問させていただきます。新人ですから至らぬところも出てくるかと思ひまゐりますが、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、地デジの移行の現状と難視対策についてお伺ひいたします。

7月24日の日曜日正午をもってアナログ放送が終了となり地上デジタル放送へ完全に移行するわけでございますが、地形や建物などの障害によつては映りにくい場所もあることが確認されております。実際にワンセグ等で町内を回りますと、映りにくい箇所多々あると思ひまゐります。そういったところで地デジ対応のテレビとかチューナーを購入している、いない、またケーブルテレビ加入の有無などを個別に調査することは困難であると思ひまゐりますが、太子町の地デジ化移行はどの程度完了していると認識されておりますか。

また、総務省の発表によれば、太子町内でも原、佐用岡、立岡、山田、蓮常寺などで難視地区が数カ所確認されていることが発表されております。これら数カ所の難視対策は総務省の発表によると、ケーブルテレビへ加入するという対策が施されているようですが、ケーブルテレビ加入以外の対策なども含め、国または兵庫県及び太子町としてどのような対策及び補助金などの仕組みはどのような

っておりますでしょうか。

さらに、6月2日の神戸新聞のほうでNHK総合の地デジ、神戸阪神間で6万世帯が視聴困難というふうに記事が載っております。そういったところも含めて7月24日当日アナログ放送が終了し、スムーズに地デジ化へと移行するものとは思われますが、想定外の事象がこういった実際に起こってるわけですから、想定外の事象が起こり得るかもしれません。その際にあわせて太子町当局としては7月24日に向けて何か対策本部なり、そういったところを問い合わせ機関であるとか、そういったことを考えられておるのでしょうか。ご質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 太子町内の地デジ化移行はどの程度完了しているかということでございますが、太子町に限定した地デジ化の進捗状況は把握しておりませんが、平成22年9月に国において実施した地上デジタル放送に関する浸透度調査によりますと、兵庫県内の地上デジタル対応受信機の普及率は92.2%となっております。ですから、本町におきましても普及率はそれに近いものがあるんじゃないかというふうに推測をいたしております。

ただ、議員ご指摘のとおり、難視地区の存在もございますので、残る2カ月で普及率100%を目指さなくてはなりませんので、国の取り組みと連携して普及率向上に努めてまいりたいと思います。

それから、ご承知のように、原、佐用岡等で難視地区が確認されているわけですが、そういった問題でございますが、地上デジタル放送の受信困難が見込まれる地区につきましては、総務省が各世帯に文書を配布し速やかな対策を講じていただくように依頼をしております。本町町域での対策手法につきましては、国において検討された結果、ケーブルテレビ加入による対策を進めていくこととされております。

次に、補助制度でございますが、国の支援策、国の補助事業といたしまして、ケーブルテレビの加入経費のうち3万5,000円を超える部分を補助する制度がございます。さらに、ケーブルテレビ事業者に対しまして地上波チャンネルのみを送信する安価なメニューを創設するよう国においては働きかけがなされております。地デジ化の推進は、国及び放送事業者が中心となって行われております。本町独自の支援策は設けておりませんが、広報紙、ホームページによる周知活動を続けるほか、役場に問い合わせがあった場合の国の相談窓口の紹介、または6月中旬以降は国の相談窓口に直接つながるホットラインを設置することによりまして円滑な推進を図ってまいりたいと、このように思っております。

7月24日に向けた対策でございますが、本町におきましては6月中旬以降総務省テレビ受信者支援センターと共同で本町役場内に臨時相談コーナーを設置する予定でございます。総務省の相談窓口に直通でつながるホットライン、これを設置しまして住民の方々の疑問や相談に速やかに対応したいというふうに考えております。また、必要に応じては姫路市等に駐在する支援センタースタッフが相談者のもとに駆けつける体制を整えていきたいと思っております。

また、7月24日には担当課職員が待機し、住民からの相談への対応、また突発時への国、県等の連絡調整に当たってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今部長のほうからいろいろ説明していただいたわけですが、1つお聞きしたいんですが、国のほうで対策としてケーブルテレビの加入というふうになってるわけなんですけども、実際に太子町ではケーブルテレビとなりますとWINKさんであるとか、e o ネットさんであるとかいろいろ考えられると思うんですが、その辺はどこの業者さんに加入するわけでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 現実的に一番近い姫路のケーブルテレビWINKになろうかというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その場合、WINKとe o ネットでは若干料金体系とかケーブルテレビ以外にもインターネットの接続であるとかそういうことで若干条件違ってくるんですが、その場合も3万5,000円超える部分ということになるのでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） その辺につきましては、私ども役場がどのケーブルテレビ、そしてまたどのチャンネル、例えばWINKさんでももう御承知のようにたくさんのチャンネルがありますが、すべてのチャンネルを網羅するとかしないかということは役場としては口を挟めないというふうに思っております。これはあくまで個人個人の住宅が、もちろん無料ではありませんので、有料のケーブルテレビでございますので、WINKさんですと、地デジですべてのチャンネルが入れば4,305円という数字になりますね。ですから、その辺が先ほども申しましたように、国がNHK、民放各社の数少ない利用の中で安く料金が設定できれば一番視聴者としてはありがたいことですから、そういったことも考えられないかということで、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 現実には太子町内のほうでNHK教育とサンテレビの映りが悪いんだっていう声はかなりあるんですが、その辺の認識はされておりますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） そうですね、例えば立岡、蓮常寺ですと、毎日、朝日、関西、読売が低電界ということでなかなか地デジが入りにくいということですね。それから、立岡、蓮常寺申し上げました。それから、原ですとすべての放送局が低電界で入りにくい。

山田ですとサンテレビが入りにくい。その辺の情報はつかんでおります。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 あと一点、細かいんですが、公共施設等の地デジ化の障害とか等はありませんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 今のところチューナーをつけて、そら手っ取り早く言えばデジタルテレビを買えばいいでしょうけども、なかなか公共施設もそこまで思い切って全施設地デジ対応のテレビにかえることできませんのでチューナーをつけておりますが、今のところ問題は発生いたしておりません。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 公共施設等、災害時の避難場所でもありますので、特にNHKの受信に関してはさらに調べていただければと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、2点目なんですが、安全・安心のまちづくりの一環として信号機の設置及びスクールゾーンについてお伺いしたいと思います。

御存じのとおり、本年3月26日に地域住民の方々の日常生活において、便利で快適、しかも人・モノ・情報・文化の交流基盤となる道路を目的として揖保地区から太子町を結んだ揖龍南北幹線道路が開通したわけですが、開通日の3月26日以来、県道133号網干停車場新舞子線との交差点で、ここには5月24日時点で6回というふうに書いておりますが、最新の情報では5月28日にも事故が起こっておるということなんで、人身等物損を含めて7回の事故が起こっております。沖代自治会さんのほうでも当初から信号機の設置を要望されていたと聞いておりますが、現時点での信号機設置に向けての状況説明をお願いいたします。

さらに、そのことに関しましては、5月28日に沖代さんのほうはたつの警察署長さん

あてに要望のファクスを流されておるということも聞いております。また、5月30日時点でたつの警察のほうからも、たつの警察署からのお知らせ、「太子町沖代において交通事故多発」というふうな啓発資料が出されております。その辺を含めましてこの沖代の信号についての進捗状況を説明お願いいたします。

さらに、第5次太子町総合計画の中で「快適で安全な道路環境の構築」が表記され、基本事務の1番目として「交通安全施設の整備」が上げられています。ここでは「自治会やたつの警察署等との協議を踏まえ、危険箇所や事故多発箇所には新たにカーブミラー、転落防止柵など交通安全施設を整備し、交通事故の抑制を図る。」と記載されております。この項目に関連し、太子町として信号機や交通標識、またカーブミラーなどの設置についてはどのような方針で対応されておるのか。

平成22年12月の定例会で老原の信号機についてのところで詳しくご説明はされておりますが、改めて説明をお願いいたします。

さらに、前項に関連して、現時点で自治会などから具体的に要望が出ている箇所があるのか、その進捗状況は。

また、子供たちを守る安全・安心のための環境設備という点において交通事故だけではなく防犯対策としてもスクールゾーンを設ける必要があるという町民の声がありますが、太子町におけるスクールゾーンの現状と今後の対応の説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず、1点目でございます。都市計画道路揖保線と県道網干停車場新舞子線との交差点での信号機の設置でございますけれども、地元沖代自治会から信号機設置要望をいただいております。たつの警察のほうへ進達をいたしております。現在は兵庫県警察本部及びたつの警察署、兵庫県龍野土木事務所、本町との間で信号機設

置に向けた関係者協議を進めているところでございます。事故多発の現状を踏まえまして信号機設置要望と並行いたしまして、ハード面におきましては注意喚起の看板を太子町におきまして設置を行っております。そしてまた、一時停止の路面強調標示を6月中旬にたつの警察において施工をしていただく予定でございます。

さらには、ソフト面では5月26日から夕方午後5時半から1時間、6時半まで役場職員によります交通安全立番によります啓発を行っております。あわせて交差点付近でのたつの警察によります一たん停止の取り締まり及び監視、是正指導を現在も実施をしているところでございます。

次に、2点目でございますが、信号機と交通標識、カーブミラーの設置方針についてのご質問でございますが、信号機及び交通標識、これは規制標識についてでございますけれども、これにつきましては兵庫県公安委員会によります交通規制となりますので、自治会やあるいは町からの交通安全上特に設置が必要と判断した場合にはたつの警察署へ要望をいたしまして、警察側におきまして現地踏査、設置要件照査等行われまして、可否を決定されているところでございます。

また、カーブミラーの設置基準ということでございますが、家屋の壁などが支障になり近づいてくる車などを直接見ることができない見通しの悪いカーブや交差点など、交通事故の危険性が非常に高い場所につきまして主に自治会からの要望を受けまして設置を行っているものでございます。

設置の要件といたしましては、先ほど申し上げました視距がとりにくいところのほかに国、県、町道いずれかが交差している箇所であること、道路認定されていない里道や位置指定道路につきましては受益者が5戸以上あること、反射鏡を設置することによりまして道路幅員が侵され通行に支障を来さないことなどの設置及び管理に関する基準を20年10月に制定をいたしまして運用をいたしていると

ころでございます。

次に、信号機、交通標識及びカーブミラー、過去3年間の自治会要望についてでございますが、平成20年度は要望箇所が25カ所ございまして、設置と判断をいたしました箇所は12カ所でございます。平成21年度では要望箇所14カ所に対しまして設置判断箇所が7カ所、平成22年度は要望箇所21カ所に対しまして設置判断箇所が12カ所でございます。ただし、22年度分については、今年度へ先送りをさせていただいた分が7カ所でございます。23年度につきましては信号機1台、先ほどのご指摘の沖代の信号でございます。それから、カーブミラー2カ所の要望が現在出ておりまして、緊急性等を判断し順次設置を進めているところでございます。

最後に、スクールゾーンの状況でございますけれども、歩行者と車の通行、歩車を分離する、通学通園時の幼児、児童の安全を確保することを目的といたしまして、小学校、幼稚園などからおおむね半径500メートル、それ以上のものでございますが、の範囲で設定をいたしております。歩行者の通行実態あるいは道路構造など地域住民の方のご意見を総合的に判断をいたしまして車両通行禁止、一方通行、一時停止、速度規制など交通規制が実施をされております。

本町におきましては、特に通行車両が多く、狭隘な道路が多い石海小学校周辺、それから斑鳩小学校周辺、太田小学校周辺で実施をいたしております。しかし、先ほど申し上げました規制を行いますので、周辺住民の方々のご理解、ご協力が必要となりますので、現地の状況等十分把握しながら、さらに箇所を増やしていく場合にはそういったことも十分理解が必要となってくるので、そのあたりを判断材料にさせていただきたいというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 詳しいご説明ありがとうございます。

資料等をずうっと見ておきますと、このたつの警察署の交通事故速報を見ますと、4月末現在で太子町の増減が昨年度に比べてプラス11件、たつの市でいくと、たつの市はマイナスなんですね。交番駐在所別を拝見しましても、福地駐在所の昨年から比べるとプラス8と、駐在所の中ではもう断トツに事故が発生しております。この数値はもう明らかに沖代のところだと思いますので、早急な対処のほうを本当にお願ひしたいと思います。

それ以外にも、太子町、斑鳩の交番を含めて交通事故が非常に多いですね。子供の事故及び高齢者の事故も比率でいくと県内でも本当トップクラスの悪さになっております。その辺交通安全の啓発も含めて十分にお願ひしたいと思うんですが、この辺の状況のほうを把握されておって、現時点で何か対策されていることあるでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 道路構造上問題がある、あるいは視距がとれないとか、そういった部分につきましてはハード面では私のほうでは対応してまいりますが、今回開通いたしました道路についても、どうも揖保線の開通が認知度が非常に低いというようなこともあって一たん停止の規制もできておりますが、そういった部分の認知をどう上げていくかということも非常に大きな課題ではないかというように考えております。今後はいろんな形でパンフレット等によります周知とか広報等にもそういった部分、周知をしていきたいというように思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 実際に沖代の交差点のところです、私もおととい車でちょっと走ってみたんですが、御津のほうから来ると、事故多発、危険という看板等いっぱい立てていただいてすごい見やすくなるんですが、その啓発に関してですね。ところが、今度左折が、向こうから、揖保のほうから来る車とその看板によって若干見にくいなあとは感じたんで

すが、部長のほうはその辺実際に通られて確認はされておるでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 揖保線側のちょうど緑地帯は揖保線側にはそういったものを置いておりますが、県道側にはできるだけ視距を遮らないことということであの看板を設置いたしております。

それから、私どもが今現在12枚ほど立てとんですけども、その看板を設置するまではたつの警察のほうでももう少し大きな看板が立ってました。それはちょっと視界を遮るんかなというようなこともございましたが、現在はそれは撤去されておりますので、そんなに完全に視界を遮ってしまうような状況にはないというように思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その辺、あそこ本当に危険な箇所なんで、本当に一日でも早く信号機のほうをお願いしたいなと思います。

あと、現時点で信号機等、カーブミラー等の要望が平成20年から3年間についてご説明があったわけですが、要望に対して約半数が設置ということになっておりますが、その設置にならなかった半数はその後どうなっておりますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 先ほど基準等を答弁させていただきましたが、それに満たないもの、例えば完全に民地であるとか、そういった特定される個人の方だけといいますか、基準に達する戸数がないというような部分もありますし、視界のほうを現地で確認をする、もちろん確認の時点では自治会の方にも立ち会っていただくというようなことをしておりまして、そういったものが設置にならなかったものでございます。

ちなみに現在太子町内では22年度末で982件あるんで、非常にカーブミラーがたくさんございます。あくまでもカーブミラーにつきましては補助的なものというようには考

えておりますので、道路へ出る際には必ず注意をしていただくというのがまず第一かなというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その半数のところでも恐らく事故はその後ないものだと思いますが、ぜひ事故が起こらないようにしていただきたいと思います。

あと一点なんですが、現在スクールゾーンが石海小学校周辺、斑鳩小学校周辺、太田小学校周辺ということですが、実際私も石海小学校の近くに住んでおりますが、より具体的にどの辺にスクールゾーンがあるのかのご説明をお願いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず、石海小学校でございますが、これは車両進入のバリカも入っておりますので、特に一般車両が入ってくるというようなことはないんでございますけども、ちょうど学校とグラウンドの間、町道なんですけども、あれはとめております。それから、給食センターの西側、南北、北の町道と幼稚園までの町道についても現在はとめております。

それから、太田小学校でございますが、太田小学校につきましては、丸山線、中出の自治会に入るちょうど歩道橋のとこなんですけども、歩道橋から中出に入ってくる道路でございまして、中出の自治会を越えまして東出、そして小学校の前の道を通りまして原坂までの旧国道全域を7時半から9時までの時間規制ということにしております。

それから、斑鳩につきましては、ちょうど179から斑鳩小学校の前の道路でございすけども、ちょうど富ノ小川までの、斑鳩寺の東の端ですね、小川までの間、これにつきましても7時半から9時まで車両の通行を禁止しております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今お聞きしたところ、斑

鳩、太田に関しては時間規制があるということで、石海小学校の周辺は校舎と運動場のところ、あそこはもともと余り車は通らないところですね、あと給食センターのところのお墓のとこなんです、あそこもふだんからそんなに車が通るところではないと思います。石海小学校の周辺と交通事情が激しい沖代線もあったりして、町長も地元なんでよく御存じだと思いますが、陸橋からおりてきたところあたりが非常に危険なところでもあると。通学路がいっぱいありますけども、その通学路に交通渋滞を避けるために村の中に車が入ってきたりってということも実際に起こっておりまして、自治会のほうからも何とかしたいなあっていう声もあったりします。そういったことも含めて、たまたま石海のことにこだわりますが、石海小学校の北から、要はお墓の裏側なんです、あの辺のところがちょっと不備なところもありますんで、その辺を整理しながら、スクールゾーンっていうことにこだわらず、先ほど森田議員のほうからも都市公園という話ありましたけども、公園化するか緑地化するか遊歩道化するか、そういったことも今後将来文教エリアとして考える必要があるのではないかと私個人的には思っておるわけですけども、その辺の展望はいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 今ご指摘がありました石海小学校北側あるいは南側、それぞれ文教ゾーンといいますか、コミュニティー化をしましてインターロッキング舗装をしております。ただ、通行の規制については行っておりません。先ほど申し上げましたが、規制ということになりますと、安全を確保するという上では非常に有効なものでございますが、あわせて設置ということになりますと地域住民の方の理解っていうのはもう必ず必要になってきますので、まずそのあたりから検討をしていかなければならないんかなというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その辺に関しては急にはできないことであると思いますんで、この4年間及び10年ぐらいのスパンを考えていただいてよりよい環境で文教エリアができていくものを期待しております。

その辺を含めてこの第5次太子町総合計画というこういう冊子があって我々議員のほうもいただきましたが、私実はこれ企画政策課のほうで3,000円で購入した分なんですけども、この辺実際に町民の方には届いておるのでしょうか。質問、通告にはないことですけども。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 第5次総合計画の概要版については各戸配布させていただいたのは御存じだと思いますので、今お持ちのものについては各戸配布という形にはいたしておりません。

それから、石海小学校のスクールゾーン化のところで、今先ほど議員おっしゃいましたが、今先ほど経済建設部長が申し上げましたが、石海小学校のところは意外とそういう意味では安全化が図られてるようになっております。というのは、先ほど申し上げた通行どめしてるところが2カ所ございますね、東西。ほとんど使わないとこといえども町道認定したところですけど、これは危ないということで通行どめ、それから北側についてはインターロッキングで、ここは学校の周辺と、やはり危険ということ、ちょっと普通の道路とは違いますので、それから南側につきましてもインターロッキング化して、そしてハンブを設けて車の通行をゆっくり行くように工事をいたしておりますので、非常に石海小学校の周りについては特に整備されているようにも思います。ただ、議員おっしゃるように、長期的な目で見て文教ゾーンというところの整備というものは今後考えていかなければならないとは思っています。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○**首藤佳隆議員** 最後になりますが、この第5次太子町総合計画に基づいて今後10年間町のほうも動いていただけるものと思っています。この中身に書いてあることが実現すればすばらしい町になると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○**議長（佐野芳彦）** 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次、中藪清志議員。

○**中藪清志議員** おはようございます。中藪でございます。通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

本日は質問1点ございまして、そちらを質問させていただこうと思いますが、その前に1つグッドニュースがございますので、お伝えさせていただければなと思っています。

昨日ですけれども、少年少女のバレーボール大会がございまして全国大会の西播地区予選大会なんですけれども、太子町から出ておりましたチームで、ちょっと私ごとで恐縮なんですけど、私の娘が所属しております石海JVCが少女の部で準優勝いたしまして、石海ボーイズも男子の部で準優勝、そして太子JVCが優勝ということで3チームが県大会に進ませていただくということと、あと先日運動会を見に行ってきたんですけれども、その中でもスポーツを通じてですとか、あと学校生活の中ですごく素直で、また健全な子供たちが育っているんだなあということを改めて感じましたというご報告と、それに伴い、ぜひこれからも教育長様と教育次長様にはより一層のご尽力いただければなあとというふうに感じておりますので、よろしくお願いいたします。

では、本題に入らせていただきたいと思います。今回質問させていただく件ですけれども、取っ手つきのごみ袋についてというところでございます。

現在太子町では、このような形の、皆さん多分御存じかと思うんですけれども、この四角

いこの形の大というものと、ちょっと広げませんの中というのと小というごみ袋とあわせてまして取っ手つき、こういう形のごみ袋が現在使用可能かと思うんですけれども、こちらの取っ手つきのごみ袋の認知度と利用率が極端に低いなっていうふうに感じております。私の周辺ではこちらの取っ手つきを知っているんですけども、どこで販売しているのか、購入できるのかっていうことがわからないという意見や、ちらっと婦人会で取り扱っているんだっていう声を聞いたので婦人会の方に確認したんですけれども、その婦人会の方も実はこういうものがあるっていうのを知らないっていう声を聞きまして、欲しいと言われる方と聞かれた側がちぐはぐになってしまってお互いが困惑している状態っていうのを伺っております。姫路市などでは、こういったものが一般のお店で並んでいたりしているんですけれども、太子町ではそういったことが余り聞かれないということと、実際に実物が存在し使いたいと思われる方がおられる。さらに、上もくくったりできますし持ちやすいっていうところもありますので便利だなあっていうふうには感じるんですけれども、そちらのほうで、なぜ一般的に現状として流通されていないのかっていうところと、あと他地域との比較っていうのもあればありがたいんですけれども、価格的なものと、あと現状で太子町内で入手するにはどのようにすればいいのか。

また、広報を使っただけの認知度の向上や各種団体を通じての販売、また行政として流通経路を確立し、こういったものを普及させていく、普及を推進していくつもりはあるのかっていうところをお伺いしたいです。

○**議長（佐野芳彦）** 生活福祉部長。

○**生活福祉部長（山本修三）** 取っ手つきごみ袋につきましてお答えを申し上げます。

普通ごみの指定袋につきましては、平成16年に現在の3種類の袋に統一されております。その後、平成20年3月から取っ手つき、いわゆる手提げタイプの袋が追加されてお

ます。販売は町内の量販店や近隣の商店、婦人会及び自治会で販売をしていただいております。

まず、1点目ですけれども、なぜ一般的に流通がなされていないのかということでございますけれども、手提げタイプにつきましては通常の袋より単価が若干高うございます。同じ容量の袋であれば価格の安いものを購入されるかと考えられますので、流通に至っては需要が少なく販売店においても取り扱いが少ない状況になっておるという状況でございます。確かに今議員がおっしゃられるように、認知度も低いとは感じております。

次、価格ですけれども、販売価格につきましてははいずれも1袋20枚入りで消費税込みで大では容量が45リットルになります。1袋が200円、1枚当たりが10円となります。中ではございますけれども、30リットルで1袋140円、1枚当たりが7円。小20リットルで1袋120円、1枚当たりが6円となります。手提げタイプにつきましては大の容量と同じで45リットルでございます。1袋300円となりまして、1枚当たりが15円となってきます。手提げタイプにつきましては大と同じ容量ですが、1枚当たり5円高くなってきます。

次に、3点目でございますけれども、入手する方法につきましては、今現在町内の量販店で販売されております。婦人会や自治会を通じて販売しているところもございます。取り扱いの確認をしていただき購入していただいております。

次に、4点目の認知度の向上でございます。平成20年3月に広報で手提げタイプのごみ袋の販売開始について周知させていただいておりますが、量販店での取扱量が少ないことは認知度が低いことも関係していると考えられます。広報での周知につきましては、早急に周知してまいりたいというふうに考えております。

また、流通経路についてでございますけれども、現在取り扱いされている流通販路の皆さ

んには状況説明などをして認知していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 実際に最後のお話で早急に広報していただけるってということと、あと流通経路も確立していただけるということですので、そちらのほうをぜひ取り急ぎよろしく願いいたします。

また、今回の件に関しましては、ごみ袋という件ですけれども、この1カ月いろいろと勉強させていただく中でほかの施設関係のいいところですか、あとイベントなどいいところの広報や住民への浸透度が低かったりですとか偏りがあるなっていうことも多々あるかと思っておりますので、ぜひとも今後そういったことも含めて取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、これで一般質問を終了させていただきます。

○議長（佐野芳彦） 以上で中藪清志議員の一般質問は終わりました。

次、福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 おはようございます。6番福井でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

市町村の再編が進む中でございます。揖保郡におきましても新宮町、御津町、揖保川町が龍野市と合併し、揖保郡は太子町1町のみとなったわけでございますが、太子町は当時の合併協を離脱し、そして自立の道を選び今に至ったわけでございますが、今後も自立していくために何が大切だとお考えか、これを太子町長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えしたいと思います。

先ほど議員もご指摘がございましたよう

に、平成の大合併も終結し、今現在それぞれの合併した市町はそれぞれの目的に沿って、また我々太子町は合併せずに単独で行政執行をさせていただいておるところでございます。今後も自立していくためには何が大切かというご質問でございますが、やはり太子町が自立して行政運営を行うためには町民の皆さんのニーズ、的確に把握し、また広聴機能の強化等々が求められる、このように考えるところでございますし、またそうした町民の皆さんのニーズをいかに事業化していくか、そうした企画力、また実行力、そして事業実施への裏づけとなる財政基盤、これはもう欠かすことのできない一番重要な、また大切なことであると、このように考えておるところでございます。

そして、先ほどそうした事業実施ということも申し上げましたが、事業の計画段階から町民の皆さんに参画していただく、これは今もう既に御高承のとおり、参画と協働という言葉が使われております。そのように住民の皆さんとともに進めていくべきだと、このように思っております。

また、町民の皆さんと行政が役割分担ですね、そうしたところもしっかりと見きわめて、ともに協働して力を合わせてまちづくりを進めていきたい、これが私は絶対に欠かすことのできない必要なことであると、このように考えております。多様化する住民ニーズに対応いたしましてきめ細やかな行政サービスを適用する上で最も重要なことであろうと、このように考えるところでございます。

平成16年の合併協議等々の離脱、本町ではまちづくりの集いや出前講座、そうしたものを創設するとともに、また住民アンケート、各施設でそうしたものも設けて町民の皆さんのニーズの把握に努めております。

また一方、組織、機構等の見直し、自主財源の確保、そして行政改革を進めてきておるところでございますが、今まさに行政改革という言葉も、これは途切れることなくずっと続けていく必要があろうと、このように

考えております。

そして、政策決定前に広く皆さんからの意見を求めるためにパブリックコメント制度、そして各審議会の委員さんの公募制度等を立ち上げておりまして、今まさに委員会の中で町民の皆さんも加わっていただいて行政と一緒にいろいろな企画、立案等を練っておるところでございます。そうした参画と協働という中でまちづくりを進めておるところでございます。これからの取り組みをさらに推進することが地域主権時代に対応した自立したまちづくりにつながっていくものと、このように考えております。

そうした意味において、先ほど来質問等々もちょうだいいたしておりますが、一緒になって、行政がどんどんやるんじゃなくして皆さんとともにいろいろな問題に対応していきたいと、このように思っております。そして、やはり町民の皆さんが安全で安心して暮らせる太子町になるように努力をしていきたいと、このように考えております。どうかご支援のほどをよろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 町長の方針、本当によくわかりました。協働と参画、当然財政の裏づけもあつてのことで、これからその姿勢をさらに徹底いただきたいものでございます。ただ、私の思いもまたありますので、ちょっとお聞きいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今年太子町は60周年という本当に節目の年に当たっております。先般50周年を迎えて10年たったわけですが、今の話にありましたように、この10年の間に合併等の問題がありました。この10年というのは、本当にある意味では太子町にとっては激動の10年であつたのではないかという、だからこの60周年というのは本当に意義深いものだとは私は考えたいと思います。

60年、これは一口で言いましても、私ごとではございますが、私は昭和25年生まれ、26年にこの太子町が発足したということなの

で若干私のほうが少し上なのかなと思いますけど、同じように、時を同じくして歩んできたと考えております。

その間、本当に太子町にとっても幾多の困難、これはもう想像にかたくありません。本当に大変な部分があったことでしょう。そういう風雪を乗り越えての60年、本当に意義深いなと改めて思います。

つまり、結局そういうようなことがここまで60年来たというのは本当に先人の英知と不断の努力、そして太子町を愛する思いが今の私たちへと受け継がれて今日の60周年という太子町があるのではないかなと私は考えております。

また、地方分権、地方の時代と言われて本当に久しくなっておりますが、少し観点は変わりますが、その根底にあるのは憲法第92条から第95条まで、その第8章地方自治においてこの4カ条が高らかにうたい上げられております。その第92条地方自治の基本原則として、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」とあります。地方自治の本旨については明言はされておりませんが、太子町というふうなことで言いかえますれば、太子町の住民の意思と責任において、また太子町という地方公共団体の団体の組織と責任において行われる行政活動、自治であろうと言えましょう。60年という本当に深く重い年月を刻み込んできた太子町が今後も自立していくためには、健全な財政はもとよりではございますが、先ほど申し上げました地方自治の本旨、すなわち行政活動の両輪であります。これは先ほども太子町長が言われましたが、住民と行政とが一体となったそういうような活動でなければいけないとおっしゃっておりますので、それと呼応しておりますが、住民自治、団体自治が地方の時代にふさわしく機能し、また発展していくことが大切だと思います。しかしながら、最も大切なのは、我が太子町を愛する思いではないでしょうか。

最後に、60年という歴史を刻んできた太子町のかじをとる行政体の長であります太子町長のその責務は本当に重いなと思います。また、その道のりは険しいと思いますが、町民、太子町のためにどうぞよろしくお願いいたしたいと思ひまして、私の質問を終わりたいと思いますが、もうしばらくお待ちください。もう一点ありますので、この件については終わりたいと思います。

○議長（佐野芳彦） どうぞ続けてください、2点目。

○福井輝昭議員 次に、質問をさせていただきます。学童保育について質問させていただきます。

平日を除く閉園日以外の保育児童の受け入れは午前8時よりとなっておりますが、保護者のお勤め先の始業時間が午前8時の場合、または午前8時までに入らなければならない、そういうような場合に時間的な問題が生じ、長期休業中等30分繰り上げて受け入れてもらえないかとの要望もありますが、また保護者のさまざまなニーズにどのようなサービスが提供できるのか、どのような運営をしたらよいのか、アンケートをとられるのもよいのではないか、そういうふうに質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 学童保育につきまして始業開始時間の繰り上げ、アンケート実施の件についてお尋ねでございます。

太子学童保育園の運営につきましては、保護者のさまざまなニーズを把握するために平成22年度に利用者の全保護者に対しアンケート調査を実施いたしております。ご質問のありました夏休み期間中等長期休業中につきまして午前8時からの開園時間の件につきましては、アンケート調査においてもご要望がございました。このアンケート調査の結果では多種多様な要望がございましたが、特に希望が多くありました土曜日の開園につきましては、昨年度は月1回実施しておりましたも

のを23年度より1回増やしまして月2回の開園を実施いたしており、一部ではございますが、ご要望にこたえたところでございます。今後は、現場で実際に児童を預かっております学童保育指導員と協議、調整を行いながら保護者からの要望に少しでも対応していけるように学童保育園の運営方法につきまして改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 これ私太子町の例規集という中でございますが、太子町学童保育園事業実施条例、これをつぶさに見させていただいた中で、細かいこともわかりませんが、第14条にあります「児童の送迎は保護者の責任において行うものとする。」、この第14条の趣旨、これは児童は保護者なしで学童保育園に通い、また帰宅することはできない、そのように私は考えられるわけでございますが、それによりますと、そういうことになれば、保護者が勤務先の関係で学童保育園の午前8時からの受け入れに児童を送り届けることができないとき、そういうような場合児童は学童保育園に通おうにも保護者がいない状態では通うことができない、そういうふうに解せられると思います。

また、実施時間についてなんですが、そのことにつきまして第5条、この条例の第5条ではございますが、その2項に「授業のある日にあっては、授業終了時から午後7時まで、授業のない日にあっては、午前8時から午後7時までとする。」とあります。その第3項でございますが、「教育長は、特別な理由があると認めるときは、臨時に前項の実施時間を変更することができる。」とあります。この第5条第3項により特別の理由があると認めるときには時間の変更、つまり午前8時の受け入れの変更は可能だというふうに私は考えられるのではないかなと思いますので、時間っていうのは変更については改めてお伺いしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えします。

実は、夏期休業中の関係でございますが、今でも少し早目に子供さんを登園させる保護者がいらっしゃいます。車でじっと待っておられる方とか、時には子供を玄関前に置いていかれる方もあるというふうに現場から聞いております。そういったことで、もう少し早く見てほしいという親御さんの気持ちというのは私よくわかるんですけれども、実は指導員の間ではもう勤務体系がぎりぎりだと、もうこれ以上は無理だと言われる方もいらっしゃるんです、現実にはね。そうすると、もう例えば10分とか15分とか早めるということになりますと、もう本当に人材の確保が難しいということもあるので、そういった点もご理解いただきたいと思います。

そして、担当の社会教育課長と私も協議しまして、たとえ短い時間でもできないかということで、その運用方法ですね、10分でも15分でも何とかならんかということも研究してはどうかということを申しまして現場の実際に子供さんを見ていらっしゃる学童保育園の指導員さんと今後、先ほどご答弁させていただいたように、協議、調整を詰めなければ、もう人材が今でもきちきちなんです。ですから、人材の確保の面とあわせてバランスをとりながら検討させていただきたいと、研究をさせていただきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。これからサマータイムが実施される企業もあるかと思います。そうなれば、午前8時の始業が、あるいは午前7時の始業になるかもわかりません。そういうようなことも考えられますので、これから今おっしゃられたような努力を重ねていただいて、少しでもニーズに、それこそ太子町長が言われました町民のニーズに合った、そのようなサービスができるだけ提供できますように今後ともよろしく願いいたします。

これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。失礼いたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

次、井村淳子議員。

○井村淳子議員 こんにちは。お昼からになるもと申してましたので、ちょっと急に呼ばれてびっくりしました。13番公明党井村淳子です。

先の町会議員の選挙におきまして公明党は新旧交代のかつてない厳しい選挙戦でありましたが、真心からのご支援により当選をさせていただきました。これからも地域住民の皆様声を届けるパイプ役として住んでよかったと思っただけのまちづくりのために一生懸命取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

世界的にも日本国内においても自然災害が増える今日、特に3月11日の東日本大震災以降、安心・安全に対する住民の関心が高まっております。震災発生から3カ月がたとうとしておりますが、警視庁のまとめによると、6月5日現在、死者、行方不明合わせて2万3,571人、死者1万5,365人、行方不明者8,206人、そしていまだもって避難者9万8,505人で、本当にとつと命を奪われた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災され今なお不自由な生活を余儀なくされている方々に心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復興を心より願っております。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

兵庫県西宮市が独自に開発した被災者支援システムの活用について当局にお尋ねします。

被災者支援システムとは、16年前の阪神・淡路大震災で被災した経験から震災発生直後に被災者証明の発行など、自治体が担う業務を一括で管理できるように工夫され、災害時の教訓と情報のノウハウを生かしたソフトのことです。平成21年1月17日、全国の

地方公共団体で利用できるようにと総務省から被災者支援システムバージョン2.0のCD-ROMが全国約1,800の自治体に無償配布され、このたびの東日本大震災前までに220の自治体で導入をされております。震災後、被災者の情報を一元的に管理する被災者台帳の必要性の認識が高まり、同システムの導入の申請をする自治体が増え、先月5月26日現在で300に達したと伺っております。災害発生時において行政の素早い対応が被災者支援、復旧、復興には不可欠でございます。この被災者支援システムを平時のうちに構築しておくことが重要であります。そこで、お伺いいたします。

1つ、東日本大震災の関係で太子町に避難されている方はおられますでしょうか。

2番目、担当課に尋ねたところ、この被災者支援システムのことは御存じないようでした。通告以降お調べになったとは思いますが、被災者支援システムを太子町でも導入すべきであると考えますが、当局の見解と今後の予定についてお伺いをいたします。

3番目、太子町を含めまして全国自治体の多くがいまだ導入をしていないわけですが、平成21年の総務省から無償配布以降、また震災直後の3月18日にはシステムの設計図である総数コード等を公開されておりますが、太子町が導入に至っていない理由についてお伺いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） お答えいたします。

太子町への現在のところ東日本大震災の関係での避難者はありません。今後被災者が太子町に避難してこられた場合には関係機関と情報交換をしたいというふうに思っております。

それから、東日本大震災での被災者支援システムの一定の有効性が注目されたことでシステムが太子町においても有効に活用することができるか研究を行い、導入について検討したいと考えます。

今ご指摘のありましたように、この一般質問の通告を受けた後で西播磨の近隣の市町にもこのシステムCD-ROMのことについて照会をかけました。そうしたところが、近隣の市町もこのCD-ROMを入手しておりませんでした。というところで、早速にこのL A S D E C 地方自治情報センターに利用申請を行うような手続を今現在っております。今が6月ですから、一月ぐらいの後にはこのCD-ROMを入手して、このシステムと私どもの住基情報システムがうまくコンタクトできるかどうか、まずその辺の確認から入ります、スムーズにこの被災者システムの運用にできればというふうに現在のところ考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今総務部長のほうからご答弁をいただきました。通告以降調べていただいて、近隣のほうにもお尋ねになったということですが、私どものほうでも近隣のほうに尋ねてみました。2年前に配られたということで実際に1,800の自治体に配られているわけですからほとんどの自治体に配られているのが本来でありますので、さまざまな文書が太子町にも来ますので、それを見られて被災者支援システムですから、今は被災していないからもういいのかなということでは来ないのかなというふうに近隣、上郡、相生、それぞれ公明党の議員がおりますのでいろいろ尋ねてみましたが、職員さんは知らないなあ、来てないなあというような答弁だったと伺っております。

それはそれといたしまして、今回この被災者支援システムの活用について申請をされて使えるような方向でしていただけるという前向きな答弁をいただきましたので、ちょっとこちらのほうで調べたことについてご紹介をさせていただきたいと思います。

これは人口約2万人の奈良県の生駒郡の平群町というところで実際に私が公明党女性議員のほうからお聞きをしたことであります。

この平群町では、ちょうど21年1月にCD-ROMが配布された直後からコンタクトをとられまして、21年10月からこのシステムを稼働されております。導入時や現在の運用状況をお聞きしてまいりました。システム担当者が被災して出勤不能な場合を想定してシステム運用に必要な基本データを防災ラックという少々の災害では壊れることのないケースに収納をし、また激甚災害時においてサーバー室を含む役場が崩壊し、基幹業務系等のネットワークが使用不能になった場合、防災ラックを探し出し使用できるコンピューター、これはもうMacとかLinuxとかウィンドウズとか問いません。このラック内のハブに接続をさせて被災者支援システムに接続をするという取り組みをされております。そしてまた、全システムがダウンした状態で運用されるために直近の住民基本台帳のデータを毎日決まった時間にサーバー内に習得をさせているそうであります。そして、23年、この春にシステムのバージョン4.0が発表され、追加機能として避難所管理用データ及び要援護者データを入力したそうでございます。21年のその当時の初期費用といたしましてこの平群町ではサーバー及び無停電電源装置一式20万円、サーバー操作用キーボードモニター1台20万円、住民基本台帳との接続費用、これは民間に委託されて40万円かかったそうですけれども、合計80万円ぐらいでそういう環境を整えることができたと言われておりました。現在では大分その当時からしてもITの環境とかネットの環境が整ってきているので、もっともっと安価でできるのではないかとということもお聞きをしております。

それと、この平群町は被害に遭うことを想定されてきたわけですが、もう1カ所のところは、実際に今回の東日本の震災に遭われたところで、震災後に導入をされた宮城県の山元町というところではシステムの導入をすぐさまたしまして、住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認して新たに作成した調査結果、この3つのデータペー

スをシステムにより統合し罹災証明がスムーズに発行できたと。また、罹災証明の申請件数に対する発行件数は既に約9割にも上っていると。

本当にこのシステムは一度情報を登録してしまえば一元管理により義援金の支給などについても再びの申請手続は要らないし、行政にとっても住民にとっても助かるという、罹災証明書だけではなく義援金、支援金の支給、固定資産税の減免においてもシステムの効果を発揮しているっていうことをお伺いをさせていただきました。本当にこのシステムがまだまだ導入をされていないわけですが、私もこれを聞いたときには太子町では、システムというとなんか高いっていうのが、システムを導入、電算とかのシステム、今まで太子町におきましては予算書を見てもかなり何百万円とか何千万円とかありましたので、そんなシステムの導入は太子町ではもう無理やって私は考えて、私もこの質問もうせんとか思うてたんですけども、この平群町のこととか山元町のこととかを聞きますと、かなり初期段階のものが無償で提供されておりますし、その後の経費も余りかからないということで、どこの市町とも厳しい財政状況の中、先入観からなかなか情報システムの経費まで手が回らないとか、いつ起こるかわからないからお金をかけられないとか、いろいろOSが難解ではないとか、導入後の運用経費が高つくのではないということからあきらめたり、これのシステムのことについて最初から研究もしようと思わないところもあるのではないかなあと思っております。

今後太子町においては西宮の被災者支援システムの出されていることコンタクトをとりながら太子町のサーバーが合うかどうかということが一番心配されてるそうですけども、いろんなOSには対応もできるそうですし、オープンソースとして今あるパソコンがあれば接続ができ、ほんで特に新たな設備としてはもう要らないというようなことも聞い

ておりますので、予算的にも太子町にとっても十分に取り入れていただけるのではないかと考えております。

いろいろと調べたことも発表もさせていたいたんですけれども、今後いろんな、私も女性ですから余りコンピューターとかのことはよくわからない点があるんですけれども、この23年度の予算の委員会で出たことでもあるんですが、震災等のことを考えて災害時に備えて電算データのバックアップについて検討をしてほしいというような審査意見を出させていただきました。このことについて、今回被災者救援システムについては導入の方向ということで答弁をいただきましたが、膨大ないろんな電算データ、各担当部署にはあるわけですが、今回こういうことを機会にして、またその予算委員会で出た審査内容をもとに、いざ災害が起こったときにはこの電算のデータバックについてどのようにしていくかというようなことはこの太子庁内の中では考えられたんでしょうか、それが1点と。

先ほど太子町には東日本大震災による避難者は来られてないということをお聞きしましたが、なかなか親戚とか友人とかを頼ってこられておりましたら町のほうで把握するのは難しいと思います。そういう点で近隣の方ならあそこの人来てほしいとかという情報も入ってくるかもしれませんが、この避難されてる方の把握につきまして自治会を通してこういう方はいないとか、またホームページでそういう方がおられましたら連絡をしてほしいとか、婦人会、また民生委員通してそういう情報を収集されるような手だてはとっておられるか、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（佐野芳彦） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後0時01分）

（再開 午後1時08分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（香田大然） 先ほどの電算システムのバックアップの現状についてでございますけれども、基幹系のように磁気テープ等のバックアップ媒体に保存しているシステムと内部情報系のようにファイルサーバーにバックアップしているシステムとがございます。その2つのシステムを毎日バックアップは11時から翌日5時ごろまでかかってバックアップをいたしておるのが現状でございます。

ただ、もう御承知のように、この庁舎でございますんで、突然の、それこそ本当に震災のような大きな災害が来たときにバックアップ自体はしているものの建物の関係でそのファイルがどうなるかというところが非常に大きな問題であり課題であるというのはもう十分認識しております。ですから、そういう突然の災害に備えて今後どうするかということなんですが、例えば民間のデータセンターの活用だとか、また一たんバックアップをとったファイルを違う場所に保存するか、いろんな方法が考えられるわけですが、違う場所に保管するといいますが、どこの場所なのっていう話になりますけれども、それはもう今現在答えが出てないのが正直なところでございます。ですから、今新庁舎の話も立ち上がるところでございますんで、そういったことも含めて検討してまいりたいというのが本音でございます。

それからもう一つ、避難者の情報でございますが、実は「広報たいし」5月号に、これは自治会向け、婦人会向けではありませんが、もし兵庫県内に東日本大震災の関係でこちらのほうへ避難された場合には、例えばこういうぐあいになっております。被災者が太子町の窓口に来る、太子町はその情報を県に知らせる、兵庫県は兵庫県で仮に宮城県なり福島県に知らせる、福島県から向こうの自治体に知らせる、こういう順繰り順繰り回るようなシステムがもう既に阪神大震災以降できておりますので、窓口へ来られたらそういう

対応をしたいという内容のお知らせは5月号の広報でもお知らせいたしております。

それからもう一つは、ホームページのほうに被災者相談窓口といたしまして県の対策本部の電話番号なり時間帯なりを記したものを載せております。ですから、今から自治会なり婦人会なり民生委員さんなりに私どものほうから具体的にあなたのご近所で東北のほうから避難してこられた方がおりましたらご連絡くださいということは特段今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 2点の質問についてお答えをいただきました。

予算委員会でも出たことですが、実際に災害が起きた場合の電算データのバックアップ、本当に今回の震災を受けて大変な震災、本当に想定外の震災が起きたときのために本気で考えていかななくてはならない問題だなということをつくづく感じました。サーバーについても分散型がいいのか、また集中型がいいのか、今いろんな大きなところですが、自治体クラウドという研究もなされておりますが、かなり金額的には張るようなので、この西播磨の自治体にとってはこの方法はどうかということも研究をしていたきながら、もしかの災害のときのためにしっかりとそういうことも考えながら進めていただきたいと思います。

先ほども平群町のところでご紹介をしましたが、防炎ラック、そんなに大きいものではないんですけれども、この平群町は防炎ラック、その3つのデータ、住民基本台帳と家屋台帳が多分入っていると思うんですね。それ以外の福祉関係とか、そういうのはもう全部抜きにして、とりあえず被災者の方がすぐに生活の再建に利用できるために、罹災証明ができるための部分だけ防炎ラックには入れられてると思うんですけれども、そういうことも含めどれぐらいの量になるか、私も電算系のその大きさ見たことないんで、その防

災ラックで対応できるのであれば防災ラック
っていうものをまた考えていただきたいと思います。

それと、太子町には今東日本の関係で避難
されてる方はいないということで、ホームペ
ージと5月号の「広報たいし」に載せていた
だいているということですが、できま
したら、ホームページだったら県の窓口とか
お知らせしているということですが、太子
町の身近な窓口はどこであるかということ
も、やっぱりその町に来たら一番身近なと
ころは太子町の役場ですので、県の窓口とか
そういうところを相談されてもおっくうになっ
てしまいますので、きめ細かな対応をしてい
ただきたいと思います。実際にこれから長
丁場になっておりますので、いつこの太子町
に避難されて、またどこかに住まわれるって
いうこともありますので、できるだけ今のと
ころ自治会とか婦人会とかにはお声がけをさ
れていないということですが、速やか
な情報収集をしていただいて、その避難され
た方が生活再建のための支援制度などが被災
地発の情報が届くようにきめ細かな対応をお
願いをしたいと思います。

本当にこのたびこのように被災者支援シス
テムのことを提案をさせていただきましたが、
いろいろと毎日東北大震災の情報が入っ
てまいります。予期せぬいろんな災害が起こ
るんだなということを感じたんですけれど
も、私たちには山崎断層もあります、また東
南海もあります。この間ちょっと話しまし
たら、もしこの近辺、網干の海も内海ですか
ら、あのような津波は来ないかもしれないと
いうことも考えられますが、もし来たとして
この太子まで5キロ弱でありますから、あの
津波が来るとしたら、それこそ朝日山近辺ま
で波が襲ってくるってということもお聞きしま
したので、やっぱり想定外のそういう災害に
備えるためにできることはしっかりと自治体
で取り組みをしていただきたいと思います。

本当に危機管理の観点からこのシステムの
導入を平時にしてはどうですかということ

提案をさせていただきましたが、当局におか
れましては導入に向けて申請中との答弁をい
ただきましたので、今後は活用に向けての取
組みをよろしくお願いをいたします。

それでは、次の質問に入らせていただき
ます。

2番目、小・中学校における防災教育につ
いて。

災害列島日本に住む我々にとってこの災害
の発生の仕組みを理解し、災害発生時の安全
な行動の仕方について知っておくことは極め
て大切です。子供たちを災害から守るために
は子供たち自身が災害の教訓に学び、災害時
にとるべき行動を知識として身につけ、平時
における備えを万全とすることが重要である
と考えます。兵庫県の教育委員会では阪神・
淡路大震災直後に設置した防災教育検討委員
会の提言を踏まえて、平成10年3月に学校防
災マニュアルを発行されております。そし
て、それから6年後、平成16年には復興10年
委員会から今後の兵庫の防災教育の充実に向
けての提言を受けて新たに取り組むべき課題
の方向を示すために学校防災マニュアルが平
成18年3月に改訂をされてきました。

そこで、太子町において今の小・中学校で
の防災教育のあり方について伺いをいたし
ます。

1点目、学校での防災教育は学習指導要領
の中に明確に位置づけられているのでしょ
うか。伺いをいたします。

2点目、小・中学校では毎年災害を想定し
た避難訓練が実施されているものと考えま
すが、災害発生時に危険を正しく認識し、み
ずからの安全を確保するために適切な行動がと
られるよう児童・生徒の発達段階に応じた指
導に努めていただいておりますが、想定して
いる避難訓練の内容をお伺いします。

また、児童・生徒たちの防災に対する意識
は高まってきているのでしょうか。その現状
についてもお聞かせください。

3点目、災害はいつやってくるかわかりま
せん。当然のことながら登下校中に地震など

が発生する可能性もあります。そういったケースを想定して自宅から学校の間に存在する危険箇所や、また緊急避難場所などを示した学校版の防災マップのようなものが必要ではないかと思いますが、学校としてそういったものは用意をされているのか、また作成はされているのでしょうか、現状をお伺いします。

4 点目、災害の状況によっては学校だけでは十分な対応を図ることが困難な場合も考えられると思います。そのような状況を想定して地域の自主防災組織やボランティア組織の皆様の協力を得ることも必要であると思いますが、そういった体制づくりや協議などについて学校側から地域の方に要請とかお願い等はされているのでしょうか。

以上、4 点についてお伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 小・中学校における防災教育について4 項目について答弁させていただきます。

まず最初に、学習指導要領の件でございますけれども、小・中学校の学習指導要領では防災教育として明確に位置づけはされておられません。ただし、阪神・淡路大震災の貴重な体験を風化させないようにということで兵庫県教育委員会作成の指導の重点には防災教育が位置づけられ、それに基づいて各学校では学習指導要領特別活動の時間を活用し防災教育を実施しているところでございます。

2 点目は、避難訓練の件でございますが、全校避難訓練は各学校ともに年2 ないし3 回実施しております。内容は、火災想定避難訓練、地震想定避難訓練、不審者対応訓練や親への引き渡し訓練などでございます。災害副読本やDVD の活用、消防署の指導などにより災害予防意識、危険回避行動や集団移動訓練などの学びが積み上がってきており、今回の東日本大震災への関心も非常に高く、自分たちでできる支援をしたいといった意識も高まっていると考えております。

3 番目は、防災マップの件でございます

が、各学校の校区内や通学路の危険箇所、緊急避難場所を示した危険箇所チェックシート、別名安全マップが各学校ごとに作成されております。そして、地区別集会や地区懇談会などで安全な登下校の仕方や地区での過ごし方などを指導しているところでございます。

4 番目の地域への要請の件でございます。

現在子供たちが登下校の安全確保のため地域の方々や保護者の皆様に見守り当番、見守りパトロールをしていただいておりますが、特に学校側から地域自主防災の責任者の方に非常災害時の体制づくりについて要請やお願いなどはしておりません。しかしながら、非常災害時には当然学校施設が緊急避難場所となり、ご指摘のとおり、学校の教職員や役場職員だけでは十分な対応をとることが困難な場合も考えられます。このたびの震災でも助け合いの大切さ、ボランティアの重要性が再認識されたところでございます。今後防災部局とも連携して町の防災訓練等を通して学校、地域、行政、自主防災組織等関係機関との連携協働体制の確立に向けた防災体制の一層の充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今教育次長のほうからお答えをいただきました。学習指導要領の中には明確に位置づけられてはいないが、兵庫県は16 年前に災害に遭っていることから各学校で防災の教育をしているということもお伺いしました。小・中学校では年に2 回か3 回されているということですが、この中には火災、地震、また親への引き渡し、不審者の方に対しての防災、防犯の取り組みということでされてますが、実際にこの年2 回とか3 回の中で防災訓練だけではなかなか身につかない部分もあると思うんですが、何せこの太子町は児童の数が多いですし、特に太田の場合はもうマンモス校になっておりますから、そういう学校によっていろいろ児童数が違うんですけれども、それぞれの特徴的な取り組み

とか、大きいところについては人数が多いのでこのように取り組んでいるとか、そういう具体的なことがあれば、もう一度再答弁をしていただけるでしょうか。

それと、安全マップっていうものがつくられているということを今お聞きしました。これはこの安全マップをつくられるときにはどういう人たちがかわってつくっておられるのかなあと今思ったんですけども、当然いつも歩いて登下校をされている子供たちにも聞きながら、また保護者の方にも聞きながら、そして学校の先生、また地域の方とも、P T Aとかもいろいろと含む中で安全マップが作成されているものと考えますが、それは毎年見直しとかされているんですか。それとも、何年かに一遍で、特に防犯だけに中心的につくっているとか。もう全般的にこの安全マップというものはつくられているのでしょうか。その点もお伺いをいたします。

4点目にお聞きしました学校だけでは対応ができないということで、いつも登下校の見守りのときにはそれぞれの老人会の方に本当にお世話になりながら見守りの防犯のための、また事故とかが起きないための見守りをしているところですが、一度こういう3・11以降いろいろな面で皆さんの防災意識が高まっておりますので、みんなが寄って1度、今は図上訓練ですか、1回龍田のほうで行われましたが、そういうのが年に1回ずつ回ってくるんでしょうかね、災害の訓練は。これをもう少し速いスピードで訓練をしていくような体制もとっていただきたいと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。3点ほど再質問をさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 1点目のマンモス校の取り組みというようなことですが、そのマンモス校、小規模校ということじゃなくて自分たちの防災訓練または避難訓練等々がマンネリ化にならないように消防署の指導、または学校支援チーム（EARTH）という隊員

が兵庫県は養成されております。その等々の指導を受けながら新たな防災訓練、また新しい技術等々を学びながら子供の安全の確保に当たってるところでございます。

そして、今2点目のマップの件ですが、これは主にP T Aと学校との連携によってそのマップづくりをやっているところでございます。そして、長期休業中の懇談会のときに確認をしたり、そしてまた青少協のほうと確認をしながら新たな危険箇所等々のほうをチェックしているところでございます。

3点目については次長のほうからお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 失礼します。

図上訓練等とおっしゃったのは多分水害の関係の訓練のことをおっしゃっているんだと思いますけれども、図上訓練の回数というのは年に何回するとかっていうのじゃなくて必要に応じてやらせていただいております。ですから、1年間に1回を議員は数回にしてはどうかというご提案でございましたけれども、今のところ回数については明確な取り決めというものはございませんので、ご了承願いたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 2点だけ再確認したいんですけども、安全マップがP T Aと学校でつくっているって言われてましたけども、これには主体者である子供の意見等は取り入れられてないのでしょうか。

それと、学校支援要員ということで兵庫県でEARTHっていう団体が今つくられている、前からつくられてるんですけども、震災以降ね、そこにこの太子町においてEARTHの要員として登録をされている先生方はおられるのかどうか、その2点についてお伺いします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 危険箇所のチェックシート、安全マップの記入内容でございま

すけれども、議員ご指摘のとおり、左右確認して横断する、この付近は不審者に注意、事故が起きやすいところ、飛び出し注意、カーブのため見通しが悪い、交通量が多い、資材置き場のため遊べない、合流する箇所での注意、ひったくりが多い、自転車との接触が多い、信号がないので注意する、それから子ども110番の家があるなど、教師がそれぞれの自治会からずっと学校まで歩いていくということを実体験上から出てきたものでございまして、今手元に持っておりますのが龍田小学校のものでございます。それぞれの地域からずっと歩いて何分、そしてここは危ないとかという、こういったものをつくっております。太田校区などはもう少し枚数を多くして細分化しておりますけれども、そういったものをつくっております。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

EARTH隊員の件ですが、現在今何名おるということは把握しておりませんが、2名以上おるということは把握しております。また、確実な人数等を把握して報告したいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 先ほどの安全マップですけれども、子供がいつも行き帰りしてて自分が大人の目線ではわからないこともたくさん出てくると思いますので、また今後長期休業のときとかにも子供たちの意見も入れながら安全マップを再度作成というか、見直しをしていただきたいと思います。

阪神大震災では600人もの子供が犠牲になったと聞いております。そのときにもいろいろ、本を読んでおりますと、ブロック塀が倒れてきて圧死をしたとか、自動販売機が倒れかかってきたとか、いろいろ本当にふだんの生活では案外見落としそうな、そういう危険箇所もたくさん書いてありました。私たちが安全であるっていうように思っていると、いざ地震になると塀が倒れてきたり、そういう

自動販売機が倒れてきたり、そういうこともあると思いますので、そういうことも含めて子供自身がマップをつくることで、いざというときに危険を避けるという観点から本当に子供も入れてこの安全マップを作成をまたしていただきたいと思います。

今小・中学校における防災教育についてを今もお聞きしてきたわけですが、学校の中で危険な箇所も、今はどうかな、私も細かくは見てないんですけれども、学校の施設とか設備の安全管理のことですけれども、この学校は住民の方々もいざというときには避難をしてくるわけですね。学校にはロッカーとか書棚とかテレビとかパソコンとか、いろいろ倒れてきては危ないものとかたくさんあるんですけれども、窓ガラスも割れたりする場合がありますから、そういう施設の安全管理のほうは大丈夫なんでしょうか。防災施設、防火扉とか、消火器とか消火栓とか、いろいろと定期の点検等も行われていると思うんですけれども、今差し当たってそういうロッカーとか学校においてある備品がちゃんと地震があっても倒れないようにされておられるのか、そのことだけお聞きいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 議員ご指摘のそういったロッカー等ですね、倒壊、それから備品類の倒壊等については近く開催されます、毎月開催されてるんですけれども、学校長、それから園長の会議で徹底するように教育委員会として指導したいと思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 これで質問を終わりますけれども、東日本大震災でも岩手県の釜石市は死者、行方不明者は約1,300人に上りましたが、市内の小・中学生は独自の防災教育が功を奏し、学校管理下にあった約3,000人の子供たちの犠牲をゼロにできたという、今釜石市の奇跡とも言われております。日ごろから実践的な防災訓練がなされていたそうです。また、こことは違いますけれども、津波があそ

こは頻繁に来るので津波から避難をするという訓練を大学の教授とかとタイアップしながら防災訓練をされていたそうです。そのおかげで釜石市の子供たちが全員助かったという、そういう記事も載っておりました。大人も子供もそうですけれども、日ごろからの実践的な防災訓練がやっぱり備えを万全にしていくんだなということを私も感じております。大人であっても年に1回の防災訓練とかだけでは実際に体が覚ええないというところもありますので、私も反省をした点はあるんです。本当に自分の周りを見ても危ない箇所はたくさんあるな、そのことについてやっぱりそれぞれが自分の立場で自分の命を守るという観点からしっかりと災害への備えをしていかなければならないんだと痛感をしたところです。どうか未来を担う子供たちの防災教育の充実に全力を尽くしていただきたいと申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

次、通告の3点目、救急医療情報キットの配布についてを質問いたします。

これは現物をお持ちしました。これは相生市で2年前からふるさと応援基金を活用してこのようなプラスチック製の円筒のケースのこの中にプリントが入ってまして、これを救急医療情報キットとして作成をされています。救急受診のための情報として名前、生年月日、血液型、また緊急時の連絡先など個人情報、また行きつけの病院、病歴、薬、アレルギーのあるかないか、そういう情報を書いた紙がこの中に入って皆さん相生では2年前から配られているそうです。このもともとの救急医療の情報キットというのは、東京都の港区が日本で1番目にされたということもお伺いしています。何か外国のほうでそういう例がありまして、その東京の港区は20年5月からこの医療救急キットを命のバトンというふうな名称で呼ばれておりますが、こういうものを活用をされております。このキットは相生ではひとり暮らしの65歳以上の方、また65歳以上のみの世帯の方、障害のある方、健康に不安のある方に無料で配布をされてお

ます。このキットは冷蔵庫に保管をし、いざというときに救急車が駆けつけた場合、冷蔵庫をあければこのキットが入っており、情報を早急に確実に得ることができるということからこの救急医療情報キットは、先ほども言いましたが、命のバトンとも呼ばれております。

また、現場で救急隊員がキットの保管場所を探しやすいように保管場所は冷蔵庫に統一、またキットが冷蔵庫にあることがわかるように玄関のドアと冷蔵庫にマグネットでステッカーを張り、ここにありますよっていうことを示しておられます。

太子町では、以前にお聞きしたんですけれども、約七、八年か、それぐらい前から社会福祉協議会のほうで取り組まれているんだということでB4サイズの大き目の厚紙の緊急連絡票っていうものを目につくところにかけておく方法をしているということも聞いておりました。しかしながら、あのB4サイズの大き目の厚紙では、それと置く場所を統一されていない中では余りに役に立っていないのではないかなみたいな、私個人的には感覚を持っているんですけれども、このたび23年4月から新しい取り組みも何か始められたように聞いておりますが、緊急連絡票のコンパクト化、また保管方法とか場所を統一するなど、太子町でも災害時とか救急時など、安全・安心のためにこの際見直して、先ほども、これにこだわるわけではありませんが、緊急医療情報キットを作成してそういう対象者に配布ができないかお伺いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 緊急医療情報キット配布についてでございますけども、先ほど議員おっしゃられましたように、平成16年度に社会福祉協議会からひとり暮らし高齢者を対象に本人の氏名、生年月日等のプロフィール、緊急連絡先、主治医、かかりつけ病院等を記入できるB3判の大きさの緊急連絡票をお配りし、家の電話の近くにひもでつり下げていただいております。今回新たに

この5月中旬に緊急連絡票の更新としまして民生委員会の皆様を通じまして災害時要援護者登録をされた65歳以上のひとり暮らし高齢者に緊急連絡安心カードをお配りしております。この緊急連絡安心カードは、A4サイズのカードを二つ折りにしまして透明なクリアファイルに入れ、冷蔵庫の扉の表側にマグネットフックとひもでつり下げます。現在500名以上の方にお配りしております。

今回の緊急連絡安心カードでは、新たに救急隊員と協議しまして、既往歴、アレルギー、手術歴、その他本人さんが伝えたいことの欄を設けまして緊急搬送時に役立つように備えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 この23年5月からまた新しい形にかえられたということで、ある意味この緊急情報キットの太子版みたいなことで始められたように思います。私は形は見た目これきれいですけど、太子町の分はちょっと小さくてフックでかけて、いかにも安くできてるなあっていうふうに思いました。それはそれとしまして、せっかくいい取り組みをされてるわけですから、私はもっともっと皆さんに知っていただきたいと思うんです。平成16年からですか、始められたときも私も知りませんでした。今回もそのように見直しされたことを知りませんでした。今個人情報とかいろいろ言われますけれども、こういういいことは65歳以上の高齢者にもっともっと配っていただきたいと思うんですけれども、今500名以上の方にこのA4サイズの救急のものをお配りしたということもお聞きしましたが、実際にこれ呼び方をどのように決められたのか、決まったら教えていただきたいのと、それと配布対象者、全体的に65歳の高齢者は何人おられて、今500人言われましたが、今何%ぐらい終わっているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、窓口ですけれども、今回私も知ら

なかったんですけども、どこでこの医療救急のことを協議されて、あとどなたがこの500名の方にお配りをされて、進め方ですね、そういう経過というか、経緯というか、そういうこともちょっとお聞かせをしていきたいと思います。

以上、今言ったことについて、とりあえずお答えください。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） まず、このカードの名前でございますけれども、緊急連絡安心カードと呼びまして、今現在この連絡票を民生委員の皆様にお配りしていただいております。災害時要援護者の方々につきましても、今現在所管等で必要な方に配布するということで検討をしておるところでございます。

また、このカードにつきまして地域の皆さんにもお知らせし、認知していただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（井村淳子議員「窓口」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 部長、対象者はどういうふうに決めてるかという。

そのまま続けて。

○生活福祉部長（山本修三） 対象者の方は、今現在は65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方を対象にさせていただいております。

事務窓口としまして、社会福祉協議会のほうで窓口として実施しております。

以上でございます。

（井村淳子議員「何人かというのは、全体的な人数」の声あり）

○議長（佐野芳彦） パーセンテージ、その65歳以上が対象で、今入ってる方は何%ということやね。

（井村淳子議員「全体がまだ言うってない」の声あり）

全体がわからないということやな。65歳以上が何名ぐらいおるのかと、対象者の。

はい。

○生活福祉部長（山本修三）　ひとり暮らしの高齢者の方すべてが対象ということでございます。

○議長（佐野芳彦）　人数ではわからない。

○生活福祉部長（山本修三）　500人以上ちょっと……。

　今ちょっと人数的には500名ちょっと以上になるっていうふうに聞いております。

　以上です。

○議長（佐野芳彦）　よろしいか。

　井村淳子議員。

○井村淳子議員　そうしたら、今65歳以上のひとり暮らしの高齢者が今500名以上に配られたということ聞きましたが、大体その人数ということで理解をしたらいいんでしょうかね。65歳以上のひとり暮らしの高齢者ということでしたら、昼間家族と住んでいても1人になる場合もあるわけですね。息子さんと一緒に暮らしてはっても、夜になると息子さんが夜勤に行かれて夜は1人になるっていう方もおられるんですね。そういうことも含めて65歳以上のひとり暮らしの高齢者だけに絞るのではなくって、もっと対象者を広げていただきたいなあと思います。

　あるところでは、先ほども言われましたが、今さわやか健康課のほうで災害時の要援護者というのを今していただいておりますが、その災害者の要援護者、また65歳以上のひとり暮らしには限らず要支援とか要介護の認定を受けられている方、障害者自立支援法の介護給付サービスを受けている方とかいろいろ本当に1人になったときにそういうものがあつたほうがいいと思われる方にもどんどん対象者を広げているということもございました。太子町もぜひひとり暮らしの65歳の高齢者だけではなくに対象者を広げてほしいと思いますが、その件についてはいかがでしょうか。

　それと、窓口は社会福祉協議会言われましたよね。できたら、もう1カ所担当課でしょうか、さわやか健康課とか、あと社会福祉課とか、そういうもっと身近なところで話がで

きる窓口をつくっていただきたいのがもう一点であります、そのことについてであります。

　それと、やっぱり皆さんにいろんな周知がされていないのが残念なんですけれども、今後そういう周知の方法について広報とかインターネットとかを通して問い合わせ先とか、このキットが、これですけども、こういうキットね、太子町が今行っているキットが欲しいって言われる方についても門戸を広げていただきたいと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦）　生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三）　まず、緊急時に支援が必要な方々につきましては、今現在災害要援護者として高齢者の方々につきましてはさわやか健康課、また障害者の方々につきましては社会福祉課で取り組んでおりますので、今こういった高齢者安心カードということで今回支援が必要な方々につきまして所管等で検討をしていくということで今話し合わせていただいております。

　それから、窓口につきましても、それぞれの窓口になってこようかなというふうに思っております。

　それから、周知につきましてですけども、この緊急連絡票につきましてはこの5月中旬に民生委員さんから配布させていただいております。今の現状でしたら民生委員さん、また本人さん、それから救急隊員の皆様への周知でございますけども、やはり皆さんに周知していただくよう、認知していただけますよう努めてまいりたいというふうに思っております。

　以上でございます。

○議長（佐野芳彦）　暫時休憩します。

（休憩　午後1時50分）

（再開　午後1時50分）

○議長（佐野芳彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

　井村淳子議員。

○井村淳子議員　せっかく太子町でも、今お

聞きしたように形は違いますが取り組まれているわけですから、一部の人だけが知っているというのではなくて、いざというときの安心のための取り組みをきめ細かい対応をしていただきたいことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

4点目、こども医療費助成事業の拡大について。

長引く経済不況の中、子供たちが成長する中で思わぬけがをしたり病気になったりと突発的な医療費の負担は若い世代の夫婦にとって大きな負担になります。少しでも子育てに係る費用の負担を軽減していくために、公明党は乳幼児等医療費助成制度の対象が小学校就学前だったのを平成19年4月から小学校3年生まで引き上げました。また、平成22年4月からは中学校3年生までの入院医療費の自己負担額の3分の1を助成することも医療費助成制度を創設しました。これについては、太子町において独自で上乗せをしていただいております。いまだ景気の低迷が続く中、より一層の充実が求められていることから、小学4年生から6年生まで通院医療費も助成対象になることを太子町にも兵庫県にも強く要望をしてみいました。

その結果、兵庫県の平成23年3月議会で拡充が決定されましたが、この事業の主体は太子町となりますので、この取り組みに対して太子町としてはどのように取り組まれるのかをお伺いします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） こども医療費助成事業の拡大につきましてご説明申し上げます。

当町の取り組みにつきましては、平成22年4月1日より小学校4年生から中学3年生までを対象にしましたこども医療費助成事業を実施しまして入院医療費の自己負担額に対する3分の1の助成を拡充し、残り3分の2も町が助成することで無料化しております。また、同時に小学校3年生以下を対象としました乳幼児等医療費助成事業におきましても入

院医療費の一部負担金を町が助成することで無料化となっております。

通院医療費に対する助成でございます。兵庫県が対象とする小学校4年生から小学校6年生の対象年齢を拡充しまして中学3年生までの子供を対象に平成23年10月1日より実施してまいりたいと考えております。

助成内容につきましては、兵庫県では自己負担額の3分の1のみ助成するものですが、当町ではこれを拡充しまして、残る自己負担額の3分の2は1日800円を超えないように限度額を定めまして医療機関ごとに月の初診日から3日目以降は無料とする一部負担金を設置することとしております。これは乳幼児等医療費助成事業の一部負担金の考え方に準じたものでございます。

制度の詳細につきましては、県医療保険課を初め関係機関と調整中でございます。

以上でございます。

（井村淳子議員「あと何分」の声あり）

○議長（佐野芳彦） あと何分。

2分53秒、3分、約3分。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 ちょっと早口で行きます。

今回の拡充、本当に上乗せをしていただけるということで敬意を表するものでございます。小学校4年生から中学3年生まで拡充されるようですけれども、対象者は何人でしょうか。

それと、今まで入院医療費の場合は町単独の部分は償還払いでしたが、このたびの通院医療費の拡充で町単独の部分の取り扱いはどうされるのでしょうか。

それと、対象者への周知はどのようにされるのでしょうか。お伺いします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 最初に、対象者の見込みでございますけれども、この4月末現在で見込んでおります小学校4年生から中学3年生までを対象としまして2,277名おられます。これを乳幼児等医療費助成事業の受

給率と同じく97%に見まして2,200人を対象見込みとして考えております。

それと、支給方法ですけれども、原則現物給付ということでございます。ただし、県外受診、それから補装具、コルセット等のものにつきましては一部償還払いとさせていただくということでございます。

周知につきましては、広報等で周知させていただきたいというふうに思っております。また、対象者の方々につきましては、個別に郵送でお知らせするというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 最後に、町長にお伺いします。

既に御存じのように、2011年の予算でたつの市、相生市、赤穂市は入院、通院とも中学3年生まで医療費が無料に、また宍粟市は通院が小学6年生まで、入院が中学3年生まで無料に拡充をされました。たつの市、宍粟市では所得制限も撤廃をされています。このように近隣でもさまざまな格差というか、取り組みが違ってきているわけですが、いろいろ住民の方からは近隣と比べられて、なぜ太子町は無料にできないんですかっていうことをよく聞かれます。そういう声に町長ならどう答えられるのでしょうか。また、今後の考え方についてもあわせてお答えください。よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この入院、また通院です、ね、等々の全額無料化というご質問でありますが、いろいろこれ我々も近隣とも隣のたつの市さんとも協議をさせていただいたところでございます。そうした中で太子町は一応若干負担していただくということで取りまとめておりますが、そうした中、今医師会のほうででも我々揖保郡、龍野市さんとの医師会共同で協議会が組まれております関係上、そうしたところも最近若干要請等が出てきております。そこら、私自身は一度にぼつ

とすぐに最上段階上がっていくと、これ福祉はもうきりがございません。そうした中での取り組み、慎重に取り組んでいかなければいけない。また反面、そうかといって考えるべき点は考えていき、本当の町民の皆さんのニーズを十二分に把握して取り組みをさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今町長からお聞きしました。本当に近隣もいろいろするとこしないところ、こんなに医療格差があれば困るなあって住民サイドからしたら思うんですけれども、これからニーズもいろいろと調査されて、その中で方向性を決めていただけるということなので、またよろしく願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

次、清原良典議員。

○清原良典議員 10番清原です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、交通事故多発箇所の改善についてお伺いをしますが、先ほどの質問に同様の事項がありましたので、沖代の件については差し控えます。

町内におきましては、他の路線においてもたび重なる事故の発生する箇所があると聞いております。龍田地区の鶴飼自治会西の交差点もその一つであり、また県道龍野線と新幹線側道の交差箇所もそうであります。沖代では、先ほど申されましたように、7件の事故、7人の方がけがをされたと公表されておりますが、今私が問うております龍野線と側道との交差箇所におきましては、発生事故において件数も含めどう認識をし、今後どのように対処されていくのかお伺いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 今の新幹線側道と龍野線との交差点での事故の件でありますが、件数につきましては、私今件数まで把握をしておりますが、危険箇所であると

いうことで地元のほうからも要望をいただきました。新幹線側道と今の龍野線との西行きですね、西行きの向きの交差点につきましては歩行者が見にくいというようなことでカーブミラーを2カ所設置をいたしております。設置以後につきましては、特に事故のお話は伺っておりません。

それから、鶴飼の交差点でございますけれども、以前にもこういう質問がございましたが、特に見通しが余りにもよ過ぎてというような部分もございますが、信号機につきましては、従来から申し上げておりますように、公安委員会の設置するものでございまして、事故件数あるいはまた交通量等を総合的に勘案した中で設置が決まっていくというように伺っておりますので、現在のところでは鶴飼については設置は緊急度として県警のほうでは上がっていないというような判断ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 鶴飼のことはどうでもよかったんやけどね。新幹線の側道のとこ、特に私近隣でもありますし、件数を確認されてないということでしたが、最近起きとんどすね。ほんで、特にこの龍野線は歩道の幅は十分にあり過ぎて、先日の事故はその事故車両が歩道に横転をして、そして住居の門に突っ込んだという状況でして、現在はその方の家の門、塀は修理中ということです。逆に、歩行者の方がそのときにおられたらぞっとするような話ですけども、信号をつけろ、どうかという問題はさておいて、何度となく事故のほうがたび重なっておりますんで、今後よく検討されて善処をしていただきたいということで要望しときます。

続きまして、太陽光発電導入につきまして質問をさせていただきます。

昨年平成22年の第1回定例会の一般質問におきまして住宅用太陽光発電システムの設置者への補助制度導入について提案をさせていただきました。毎年未曾有の大災害が発生し、

とうとい命、財産が奪われておりますが、根底には地球温暖化が原因とされており、私たちの日常生活及び安全な生活を脅かす原因となっていることは否定できません。

本年3月11日の東日本大震災は、東北、関東地方に恐ろしいつめ跡を残し、惨たんたる様相を示しております。一刻もの安心な生活の確保は急務です。生活のインフラの問題も懸念されております。電力の供給が満足に動いていない地域がまだまだたくさんあります。太陽光発電の自立運転機能を使えば家電製品の多くが使用できます。震災を契機に化石燃料の依存度を少なくする太陽光発電の需要が急激に普及するものと思われます。太陽光発電の余剰電力買い取り制度の充実により10年間固定で電力会社に売ることができることになりました。新築住宅、建てかえ住宅の多い太子町では、その需要は今後明らかに高まるものと思われます。

昨年の前経済建設部長の答弁で、たつの市さんが平成22年から実施されるようですので、その状況等を見ながら検討していきたいと考えておりますとの答弁でした。その後、どのように検討されてきたのかをお伺いたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 住宅用太陽光発電導入支援策についてでございますけれども、本町におきましては地球温暖化対策の一環として期待をされております太陽光発電を普及拡大させるために住宅リフォーム相談窓口を設置をいたしまして、住宅の耐震化、リフォーム、バリアフリー化、そして太陽光発電など、さまざまな住宅施策の相談、情報提供をさせていただいてるところでございます。新築しようとする方だけでなく、リフォームを考えておられる方にも太陽光発電設備を紹介し、さまざまな相談を受けられるようにしているところでございます。

助成制度についてでございますけれども、本町といたしましては、現在兵庫県の助成制度が終了いたしておりますので、一般社団法人

太陽光発電協会、太陽光発電普及拡大センターの住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業と省エネによります住宅リフォームに関する投資型減税の取り組みを啓蒙をいたしまして太陽光発電の普及に努めております。

本町の独自の助成制度というお話でございますが、県内では神戸市のほか10市2町が創設をされております。内容につきましてもさまざまということでございますが、財源の確保あるいは需要予測等も踏まえまして、現在まだ制定というか、実施には至っておりませんが、そのあたりを調査研究をさせていただいているところでございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 調査研究をしていただいとるというのはようわかるんですけども、その財政力の問題もあるというのもようわかります。しかし、昨年の答弁の中でも住宅用に補助、助成するということ自体は何ら問題はないというふうに前部長は答えられとんですね。ほいで、その時点で県下9団体、現在では13団体ですか、最近におきましては我々の情報としましては5月30日の神戸新聞で姫路市さんもシステム導入をされたと。先ほど申しましたように、たつの市さんは当然昨年からということなんで、一日も早く導入をしていただきたいと、再度その辺強く要望したいんですが、再度お伺いします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） まさに今東日本大震災以降も菅総理大臣もG8で1,000万世帯でしたかね、そういう普及等々も言われておりますし、姫路市さんでは1世帯7万円という補助額も出ておりました。私もすぐに姫路市等にも問い合わせをいたしました。その中で、その設定ですね、7万円、どこからその金額が出てくるか。本当にもう御承知であろうと思います。これすべての家屋が均等に太陽光だからいけるかっていうと、そうでもないんですね。ちょっと日陰になると、もう発電力はどんと低下するということもございます。いろいろと私も調査をさせていただ

ております。これ群馬県の太田市、そうしたところでも取り組みを大々的にやられてるというようなことも書類で取り寄せをいたしておりますし、また電田というんですか、田んぼに太陽光発電をずっとそろえて、そして売電をするというような大きなことを考えられているところもあります。これは四国のほうでございますけども、その中で太子町がどう取り組んでいくか。今私ども、御承知のとおり、各学校の耐震補強にあわせてこの太陽光発電も取り入れをさせていただいておるところもございます。そうしたところ十分にらみ合わせながら、これからは私は絶対に必要なものになってくると、このように思いますので、町民の皆さん方がこれやったらやってやろうという、そういう方向に持っていかなければいけないと、このように思っておりますので、今後慎重に対応し、早い時期にそうした取り組みができるように考えていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 ぜひ一日も早いこと取り入れて導入していただきたいと強く要望します。

続きまして、緊急時の要介護老人等の救出について質問をします。

3月11日の東日本大震災を経て、この震災地におきましては災害が起きればてんでんこと言われる、津波のときはてんでに逃げないと助かるものも助からない。共倒れの悲劇を繰り返さないと。自分以外のものには目もくれず、とにかく急いで逃げろという言い伝えがあるとの話です。当然これは大津波の経験があるこの地方に伝わる言い伝えであると思いますが、我々のこの太子町においては適さない言葉かもしれません。しかし、我々には我々に課せられた行動があります。災害を含む緊急時に、特に要介護老人を含む、要援護の方々の救出等の対策はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 緊急時の要介護者老人等の救出についてでございます。

町では、災害時要援護者マニュアルを作成しまして地震や風水害等の災害が起きた際、家族以外の手助け、支援が必要な方を災害時要援護者として、23年4月現在750名を超える方が登録されております。要援護者の個人情報につきましては、平常時においても自主防災組織や民生委員・児童委員等に開示することについても本人の同意を得ておりまして、災害時支援を行うこととなっております。

災害時要援護者として、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障害者の方々、難病患者の方々等が登録されておりますが、現在登録内容を3年に1度の更新を民生委員会を通じて行っております。今回の更新では、登録者の近隣の方のうち2名を避難支援者として登録していただくことになっております。また、この6月から要援護者の皆様の中でも特殊な支援が必要な方として是在宅酸素装置、呼吸維持装置使用者の方、人工透析者の方々、重度障害者の方々等に対しまして避難先、介助方法などをあらかじめ支援者宅を訪問しまして、家族、近隣支援者、介護サービス事業者、医療関係者と協議しまして事前に個別マニュアルを作成し、災害時に備えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 述べられたことはわかるんですけども、特に今この6月から特殊支援の必要な方々云々とずっとあとと言われたんですけども、私も自治会の役員しとんですけども、以前にも民生委員の方の情報が守秘義務があつて自治会の役員すらわからんというふうな状況で、今また先ほども民生委員さんが非常に大きな役割を持たれとるということです。はっきり言いまして、私も自治会の中でこのお方がお一人で、どういうふうにされとるんかというのも実際把握してないんです

よ。ほいで、一遍民生委員さんに自治会長や副会長に協力を求めるなら、それだけのことは教えてくれと言うたんですけども、やはり何か厚い壁があるんやね。それを撤廃するか除かんことには、今回特殊な支援が必要な方々、もっともっとそれ以前に知るべきことが当然あると思うんですね。だから、その辺のことを当局の方はもう少し歩み寄っていただいて、民生委員の方が持つとる、同等の内容を自治会の役員も知るべきであると思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

おっしゃることは、もう以前から、これ何回も繰り返します。再度申し上げますと、個人情報保護法が施行されてから、こういう弊害が出てきております。

そうした中で、先ほど来いろいろと災害支援の関係でも触れさせていただいておりますが、その要援護者がいらっしゃるご家庭の方が、うちにはこういうちょっと不自由な者がおるんだと、もしものときお願いしますよというような情報発信をしていたら一番ありがたいんですが、これ行政とか公の場の立場の者がそうしところをどんどん外部に発信していくというのは、これはもう無理だということでございますので、できるだけそういう手を差し伸べていかないといけないところ、これは災害でも一緒なんですね。ボランティアがどんどん向こうへ行きたいけれども何をしたいかわからないというようなことも今時よく言われておりますが、やはり本当にそうした支援が必要なことであれば、そうしたご家庭のほうからも若干の情報発信をお願いしたいなど。お互いそこらで意思疎通がないと、これ強引にやるとまた大きな問題が発生いたしますし、そこらはお互いが考え合わせながらコミュニケーションを図って取り組みをしていきたいと、このように思います。そこにはやはり我々の行政サイド、そして民生委員さん等々も含まれて、また自治会の皆さん、そこへもって私は今後は自主防災

組織ですね、そうしたものが動きやすいような形態にできるだけ努力していきたいというふうに思っております。その点ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 言われることはよくわかります。しかし、やはり公開してもらわんと自治会のほうは何とも動けんのですよ。その辺また担当課のほうで民生委員さんとよく協議をしていただいて、私が今言ってますことが一歩でも前へ進むようにお願いをしときたいと思います。

続きまして、最後の物品等購入の事務手続について質問をします。

町民から預かっている大切な税金が適切に使われ、無駄に使われることのないように事業契約執行に当たっては厳しいチェックが必要であるということ言うまでもありません。工事や物品購入、委託等の契約に際しましては、透明性、公開性が担保されなければなりません。その意味では、工事委託業務の入札結果が一部公表されたことに関しては評価したいと思います。

さて、本町における物品等購入の事務手続についてお伺いします。

太子町が発注する物品の購入または製造、印刷の請負などに関して指名登録を導入して入札方式によりコスト削減、透明性を図るべきと思いますが、対応についてお伺いをします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 発注しようとする契約の性質、目的等から地方自治法施行令第167条の2第1項第1号では、金額の少ない契約についてまで一律に競争入札の実施を求めることは非効率的でメリットが少ないことから、一定の限度で随意契約が認められております。ご指摘の物品の購入等に際しましては、施行令で許される範囲で随意契約をいたしております。この場合においても複数の業者から見積もりを徴し、競争の原理に従いまして公正でより安価に物品を調達していると

ところでございます。

工事のように競争入札参加資格登録制による入札をしてはとのご指摘ではございますが、工事、測量設計と違いまして、物品につきましては、御承知のとおり、同じ品目であってもメーカーにより性能、規格などがそれぞれ異なります。ですから、同じ条件のもとでの入札を行うことは非常に困難であります。また、登録可能な業者の範囲も広範囲であり、その規模も多種多様でございます。登録に要する業務はもう相当な負担となっております。そのため、ある程度商品进行特定して、その取扱業者の中から地域性等を考慮して複数業者に対して見積もりを依頼し、最も有利な業者と契約する方法をとっておるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 よくほかの質疑でもお隣のたつの市さんの動向を取り上げられますけども、たしか私の知ってる範囲では、たつの市さんにおかれましては合併後入札改善により相当額の縮減を図り大きな効果を生んでいると聞いておりますけども、その辺私の情報収集が違っておるんでしょうか。

先ほど首藤町長の答弁の中でも、行政改革ということは何度も言われました。町民の血税を有効に使うのは当たり前のことであり、我々の使命です。太子町では工事委託だけの指名登録を受け付けておりますが、たつの市では地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、たつの市が発注する物品の購入または製造、印刷の請負、その他契約、これには建設工事委託契約などは除きますが、これらに係る指名登録を導入して、これらの入札によって縮減、透明性を増しております。ぜひとも太子町でも導入すべきと進言をしたいのですが、再度これらについてお伺いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 恐らくたつの市さんの場合は合併後、人口、それから地域も広

くなっております。ですから、そういう意味ではそれなりの物品等に関しての業者の数が増えたかもわかりません。そういったことから、たつの市においてはそういう例があるかもわかりませんけれども、私ども町内におきましては物品といいましてもそれほど商店、事業所があるわけではございません。それはもう今の時代ですと、じゃあネットで買えばいいじゃないのっていう話になりますけれども、ネットで買うのもいかなものかというところが非常に苦慮しているところでございます。ですから、私どもでは今太子町の現状に合ったのが今のままだというふうに私は理解しております。ちなみに、この近隣でも物品の関係の登録制度をとってないところは何かございまして。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 今お聞きしますと、たつの市さんの内容をそんなに把握をされてないというような答弁でもありました。ぜひ以後たつの市さん以外にも太子町と同じ状況で運営されてるところがあると今言われましたが、お隣のたつの市さんもぜひ詳しく調べていただいて、これもまた善処されたいと要望します。いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 本町に合ったやり方でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 清原良典議員。

○清原良典議員 それ一応たつの市さんは調べられるんですか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） たつの市さん、なかなか入札制度については回答していただけません、尋ねても。それが現状でございます。わかりません。ですから、中身についてはわかりません。

○清原良典議員 再度私のほうも詳しく調査したいと思います。一応これで終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で清原良典議員の

一般質問は終わりました。

次、平田孝義議員。

○平田孝義議員 こんにちは。7番日本共産党の平田でございます。通告に従い、5項目の一般質問させていただきます。

先ほどより重複した点の質問もございまして、そこらは配慮しながら質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず最初に、住宅リフォーム助成制度についてでございます。

3月11日に東日本太平洋沖地震は想像を絶する大災害となり、原発事故も加わり国民の安全・安心のための対策は急務となりました。また、災害に遭われた方々が一日も早く元気な姿になられることを願っております。

阪神・淡路大震災から17年目の兵庫県下では、震災前後に施工した住宅が耐震改修時期を迎えておりますが、景気の低迷や雇用の不安の中で改修を控えているのが現状でございます。全国各地では国の特別交付金を活用するなど、住宅リフォーム制度の創設が相次いでいます。現在県下では明石市と福崎町、稲美町、西脇の4自治体で全国では29都道府県の175自治体、この調査は2010年10月現在のものでございます。制度を創設しており、その経済効果は数十倍とも言われており、住宅リフォーム助成制度を言うまでもなく、住民が安心して住み続けられる住宅を確保し、地域の消費拡大を図るとともに、地元の業者が施工することで住宅関連産業を中心とした地域循環型経済の活性化に結びつき、緊急経済対策になることと考えております。不足している建設関連の技術者の育成と確保に結びつくなど、各地でその効果が確信になっております。

兵庫県下では、耐震改修への補助や高齢者対策での住宅改修助成制度がありますが、その対象は限られております。住民の生活の改善と地域経済の活性化、地元建設業者と就労者の仕事と雇用を図ること、自治体の重要な役割でございます。震災に対する住宅改修と経済対策としての住宅リフォーム助成制度を

早急に導入すべきだと考えます。この件に関して当局はどのように思っておられますか。お尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 住宅リフォーム助成制度についてでございますけども、住宅リフォーム助成制度は地域住民が住宅のリフォームを行った場合にその経費の一部を自治体が助成することによりまして住宅の改善を容易にするとともに、先ほどもご指摘ありました中小零細企業事業者の振興をも図るものでございます。近年、全国の市町村で実施をされ、不況対策あるいは地域の活性化、雇用の創出に一定の効果があると言われております。しかし、太子町の住宅事情は、住宅ハウスメーカーや大手ディベロッパーによります新築や改築が多く中小業者の需要が低迷をいたしておりまして、町内の民間需要を喚起することが地域活性化を図ることであると認識をいたしております。

住宅リフォーム制度は、現在町独自の助成は設けておりませんが、介護保険の住宅改修などと同時に申請できる場合や耐震改修、高齢者住宅対策、介護保険、環境対応、林業育成、若年者定住など、多くの種類がございますので、この制度の紹介について相談窓口でもさせていただきたいというように考えております。

住宅リフォームの促進について耐震化工事を促進することにより、地域経済の活性化に資するものと考えておりますので、より取り組みやすい木造住宅の耐震化に対する助成制度や高齢者住宅改修、住宅改修リフォーム助成などの現行制度を活用して重点的に進めてまいりたいと考えております。

町独自の助成につきましては、今後検討課題として取り組んでいきたいというように考えております。今後とも町民の皆さんにもっと安全・安心、快適に暮らしていただけるよう耐震改修やリフォーム等の制度拡充に努めていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 先ほど助成制度の創設が2010年10月の調査分でございます。2011年4月現在では半年の間で実施するのは40都道府県、330市区町村でございます。昨年の10月末に調査した175市町村などから2倍近くの実施が増えておるわけでございます。都道府県ごとの実施自治体数等を見ますと、その内訳は県が2、市が181、町ですね、ほいで町が124町、村が18、区が5、合計330となっております。どうか先ほど説明いただきました、太子町も地域経済の波及効果を地元中小企業者や住民の役立つことでどうか導入を検討して前向きに進めていただきたいと考えます。

次に2点目で、次に移ります。

太陽光発電補助導入の質問でございますが、先ほど清原議員のほうからこの件に関しては説明がございました。私も説明、その回答に対するあれは伺っておりますので、ただこの導入も今自然エネルギーを使い、そして東日本大震災の原子力原発事故によりまして自然エネルギーが見直されている中、どうしてもこの対応は必要じゃないかと思うわけでございます。どうか当局も、先ほど言われたように、対応のほうを努力していただきたいと思います。

次に、3番目でございますが、救急医療体制はということで、第5次太子町総合計画の9つの政策の中で、安心して暮らせるまちと目標を掲げておられるのは理解ができるわけでございますが、総人口3万3,439人、県下12町内で最も人口が多い町として現在町内に救急病院がないが、これ1つですね、質問、当局はどう考えているのか。

年々高齢化が進む中において急を要する患者が出る、また町民、子供たちが交通事故に遭う、またおうちで倒れる、そういった場合のことを考えたことがあるのか。できれば無駄をなくし、命を優先する町政にすべきではないかと思うわけでございます。当局の対応をお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 救急医療体制についてお答え申し上げます。

兵庫県の保健医療計画、西播磨圏域でございしますが、基づく太子町の救急医療体制並びに本町における救急搬送の現状についてご説明申し上げます。

まず、1次救急、入院治療の必要がなく外来で対処し得る帰宅可能な軽症患者の方々につきましては、診療時間内においては各かかりつけの医療機関で、またそれ以外の休日夜間の時間帯におきましてはたつの市のはつらつセンター内にある揖龍休日夜間急病センターで対応することとなっております。

また、2次救急、入院治療や手術を必要とする重症患者につきましては、1次救急医療機関の後送病院としまして5病院が病院群輪番制に参加し、休日昼間等、毎夜間に対応しております。

3次救急でございます。2次救急まででは対応できない、一刻を争う重篤な救急患者につきましては救命救急センターである県立姫路循環器病センターが対応しております。

今現在の西播磨圏域での救急医療体制につきましては申し上げたとおりでございますが、たつの市の消防本部におけます22年度の救急搬送実績では、1次救急につきましてははつらつセンター内の揖龍休日夜間急病センターだけでなく、姫路休日夜間急病センターへも多く町民の皆様がかかっておられる現状がございます。

また、2次救急につきましても、姫路市の医療機関への搬送も多く、全搬送件数の58%を占めております。姫路市の医療機関にかかる割合が高いことから、姫路市の受け入れ医療機関との救急医療体制の連携を一層強化にすることが必要であると考えております。今後も保健所や近隣市町と協力して西播磨圏域の救急医療体制の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 救急病院の問題も大変だということはおわかっております。ただ、救急車に乗ることは乗ったが搬送先が見つからない、そういったことで時間が遅れる、そしてひとり暮らしのおばあちゃんが相生、赤穂に連れていかれる。ほいで、点滴打ったら帰っていいですよ。帰るとなれば、ひとり暮らしですから身内がいません。そうすることによって、タクシーで帰るしかないわけなんです。そういうことも私は聞いておるわけでございます。また、溝に落ちて救急車が来たけど、なかなか受け入れ先がない、けがしてるのに時間待ち、そういったこともちょこちょこ見かけるときもあるわけなんです。とにかく救急車というのは目立ちますから、そういう情報もかなり入ってきます。そういったことで、以前に太子町の太子病院が救急病院であったことも知っております。そういったことで、当局が太子病院を外したのか、それとも太子病院がやめたのか、そこを聞きたいのですが、お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） それぞれ医療機関のご事情ということでございます。

まず、救急医療体制でございますけれども、救急医療体制につきましても高度な医療施設、また設備、技術が必要になってきます。医療機関のいろいろな努力が必要というふうになってきてます。また、診療科目も多岐にわたってきますので、そのすべてをかなえるのは無理でございますので、今現在医療体制としましては直近適用という形で救急体制も整えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 これから町民の願いとか、また安心して暮らせる町の病院とか、そういったことを行政のほうから考え、将来のことも考えていきたい、そういったことを今後検討していただきたいと思います。

次に、高齢者介護のための政策拡充、助成を求める件でございますが、健康でいきい

きと暮らせるまち、自治と連携による力強いまちなど、具体的にまちづくりを進めるための9つの政策が上げられておりますが、高齢者医療問題に触れてはいるのですが、国や県に追従する負担あって介護なしの政策ではなく、町民が安心できる介護対策を講じ、また近隣の姫路などは介護小規模多機能ホーム等の施設を拡充させ、そういった対策も考えておられます。そういったことを太子町当局としてはどうなさるつもりですか、お答えください。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） お答えします。

介護保険サービスにつきましては、適切なサービスを必要ときに選択し受けていただくことは高齢者の心身の状態を改善させ、要介護状態への予防につながることや、家族の負担軽減を図ること、また介護給付費の増加の抑制につながるとも考えております。介護保険制度は社会連携に基づく相互扶助を基本的な考え方とする制度であるため、第1号被保険者から負担能力に応じました保険料を負担していただいております。介護サービスの個人負担額及び利用限度額は現制度の中で定めておりますが、低所得者には負担軽減措置を設けております。その中で各自に応じた介護サービスを選択していただき、よりよい介護を提供できるように努めてまいりたいと考えております。

また、小規模多機能型居宅介護施設は、介護が必要となった高齢者が住みなれた地域を離れずに生活を続けられるように通いを中心に訪問、泊まりの3つのサービス形態が一体となり、24時間切れ間なく提供できるサービスでございます。

本町におきましても、介護老人福祉事業計画にて施設整備や太子町民のみがサービス利用可能な通所施設ということで小規模多機能型介護サービス事業の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 当局としてもよく理解されているということはわかりました。

それと、今現在太子町にはグループホーム街かどケアホームももかとか、また聖園ですね、この特別養護老人ホーム、それと特別養護老人ホームまほろばの里、それに有料老人ホームふるさとのたより太子ですか、医療、そういった中で今現在介護の方々は十分な状態であるかと、施設が足りないかと、そういうことはないわけなんですか。

○議長（佐野芳彦） 今の施設だけで十分かという問いに対して。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 現在町内には介護老人福祉施設、今先ほど申し上げられました2カ所、それから介護療養型医療施設は1カ所、それから通所介護事業所は5カ所、認知症対応型共同生活介護、これが2カ所、それから認知症対応型通所介護1カ所でございますが、サービスが利用可能な施設ということで今整備進めておりますけれども、今のところ私のほうでは把握しておりません。申しわけありません。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 太子町の将来の人口ですね、今現在は3万3,439人、その中で平成47年には2万9,638人ということを書いてあるわけなんですよ。その中で65歳の方が今現在19.9%、それに47年には29%、そうすることから考えれば、いずれそういった施設も補わなくては間に合わないということでございます。そういうことで、僕がなぜ姫路姫路って言うのかといいますのは、姫路は2キロ範囲内に小規模多機能、そういったホームを地域の、先ほど課長が言われたように、地域で包括するんですかね、密着型の形で多機能のほうもすると、言えば、ここにありますが、小規模多機能といいますのは、例えば今現在ヘルパーステーション、デイサービス、ショートステイというのは利用する内容によっては皆さん違うところ行かれるわけなんです

ね。ところが、小規模多機能は、1つの事業所によって3つのサービスが利用できる、こういうこともぜひ太子のほうでこれから考えられ、そして民間、またそういったNPO法人、そういった方々と力を合わせてやられたら一層いいんじゃないかと私は思うわけでございます。その件どうなんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 先ほど申されました介護予防小規模多機能型居宅介護でございますけども、私ども太子町におきましても介護老人福祉事業計画にも掲げております。これにつきまして、今現在選考視点っていうんですか、そういった形で現在選考の視点をそれぞれ事業所に合ったような視点を検討しているところでございます。本当に事業所においてもそのあたりは当然苦慮されるというふうに思っておりますけども、その辺の検討をまいりまして整備に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 ぜひ実現していただきたいと思います。

それでは、次に参ります。

最後の中学校卒業までの子供の医療費完全無料化、これも先ほど井村議員のほうから話もございました。そういった中で、確かに財政も大変だということはわかるわけでございます。確かに地方は大変な財政時代を迎えていると。どうしてもそういった形から国や県に追随した政策でなければならないということはよくよくわかるわけでございます。でも、近隣の赤穂市とか、たつのも今回3月で予算をとりまして7月には実施するようになってると聞いております。それと、福崎町はもう以前からやられてるわけでございます。先ほど井村議員のときに当局からの見解も伺いましたので、それはもうよろしいということで、どうかそういったことを町として考えていっていただきたい、将来に向けて、そう願います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は3時15分にします。

（休憩 午後2時56分）

（再開 午後3時14分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 失礼します。橋本恭子、通告に従いまして一般質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

まず1つ目、火災報知機の設置義務について伺います。

今年5月末までに一般住宅に設置が義務づけられている住宅用火災報知機で、兵庫県内では丹波市や芦屋市、それから神戸市などの設置率が70%を超える一方、県平均を大きく下回る自治体もあり、地域によっては差が出ています。警報機の作動で大きな火災につながらなかった例があり、各自治体は迫る期限を前に設置を呼びかけています。

住宅用火災報知機は消防法改正で2006年から一般家庭に設置を義務づけられました。寝室などへの取り付けが求められ、県内の設置率は昨年12月末現在で推計63.1%、全国平均は63.6%でほぼ同じであります。県内の各自治体では取り組みによって設置率の差が出ています。県内の最高75.3%の丹波市では、09年度1世帯につき報知機1個当たり2,500円、最大2個の補助をし、全世帯の約60%が利用しました。設置率の高い自治体では、芦屋市の75%、神戸市の74.1%、設置率の低迷な自治体では篠山市の40.6%、養父市の40.8%であります。篠山市消防本部では、自治会などを通じて設置を呼びかけているようですが、我が家は大丈夫という意識があるようなので、家や命を守るため啓発を続けたいとしています。

神戸市の調査では、06年から10年の5年間で警報機が作動して火災の発生を防いだり被

害の軽減ができたケースとして189件が報告されています。これは平成23年5月21日のある新聞の記事であります。そこで、3点伺います。

1点目、太子町の火災報知機の設置率は。

それと2点目、この5年間で火災の発生を防いだり被害の軽減ができたケースは何件あるでしょうか。

3点目、今後の啓発と火災報知機の補助の考え方について3点伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 住宅用火災警報器の設置義務についてお答え申し上げます。

太子町の火災警報器の設置率でございます。太子町の設置率につきましては、消防事務の関係でたつの市消防本部に調査を依頼しております。44.6%でございます。

5年間で火災の発生を防いだり被害の軽減ができた件数ということで、平成18年6月に施行されてから住宅用火災警報器が鳴動し被害の軽減につながった事案は、現在までに町内では3件確認しております。平成20年12月25日に就寝中に報知機が鳴動し、居住者が気づき初期消火に成功し小火であったもの、それから22年8月7日のガスコンロに火をかけたまま離れたことにより報知機が鳴動し、居住者が気づき小火であったもの。この件につきましては、太子町のホームページにも本人了解のもと予防啓発として広報させていただいております。それから、平成23年5月に鳴動により早期に火災を発見し初期消火を実施しております。

以上、私どもの知り得た情報では3件でございます。

今後の啓発と火災警報器補助の考え方でございますけれども、平成18年3月の住宅用火災警報器に関連する火災予防条例の改正以降、当初火災報知機を知っていただくために各自治会のごみステーションに出向きチラシの配布と広報紙、ホームページなどの設置推進の

呼びかけ、イベント、行事での広報活動を実施してきました。今後も同様のPRを行うとともに引き続き同様の啓発活動を続けてまいりたいというふうに考えております。

火災警報器の補助の考え方でございますが、一般には補助につきましては今のところ考えておりません。なお、高齢者の方々、ひとり暮らしの方々の要件に該当する世帯に対しましては住宅用火災警報器の給付設置を行っております。これまでの実績としまして253個の補助を実施しております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 新築住宅では06年9月から義務づけられ、それから既存の住宅については今年の5月末までに義務づけられましたが、罰則規定はありませんが、総務省の調べでは、火災で亡くなった人は逃げ遅れが6割と聞いております。それで、火災報知機の値段としましては3,000円から1万円あるんですが、光るとブザーでお知らせして煙型と熱式がありまして、私も3年前に婦人会からあっせんありまして2個5,000円ということで安く買わせていただいて廊下と寝室につけておりますが、太子町においてはまだ徹底されてないかなと。それに、今たつの市の消防の調査では、推計だと思いますけど、46.6%であるということですが、私丹生の住民なんですが、調べてみても、10軒中3軒ぐらいでほぼつけていらっしゃる方が多いんです。ほいで、新興住宅の場合というんでしょうか、新築住宅の場合はつけておられて安心かなと思っておりますが、まだ徹底はされておられません。火災で亡くなった人が6割と総務省で出ておりますので、このブザーで知らせるということは命と財産を守るために必要ではないかと思っております。

それから、姫路の例ですが、姫路市消防局の調べでは、姫路市と神崎郡の3町では58%、3月末現在で、そのように出ております。太子町においてはパーセンテージからしたら少ないかなと思っておりますので、どう

ぞ皆さんの大切な命、財産を守るためにももっともっと啓発をお願いしたいと思います。

それで、罰則規定はないんですが設置義務がつけられていますので、自分の命を守るためにも簡単に取りつけられますので、例えばガスコンロから10センチとか15センチ上にセンサー式の火災報知機をつけるとすぐ感知するとかというふうに聞いております。補助的な考えはないということでありましたが、啓発についてももう少し部長にお伺いしたいと思いますが、もう少し太子町全部に、防災訓練のときにも呼びかけはされておりますが、ごみのステーションで私聞いたことないんですけど、今部長の話ではそういう啓発もしたということですが、それについてももう一度お願いしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 当初、平成18年の段階ではございましたけども、住宅用火災警報器の法改正がございまして、その火災報知機を知っていただくということで各ごみ、今当番していただいておりますので、そのところへ出向きましてチラシの配布等をさせていただいております。また、広報紙、ホームページでもしておりますが、あすかまつりとかいろいろイベント等へ出向きまして、また連合自治会にもお願いして広報のチラシを回らせていただいたという経緯もございます。引き続き啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それで、火災の発生を防いだ例として太子町においても平成18年から3件あったということで、初動態勢がよかったということで私もよかったなと思っております。どんどん啓発していただいて、早期発見ができて避難につながって最小限で食い止められるようによろしくお願いいたしますと思います。

次に入ります。

2点目、子供たちのシックハウス症候群に

ついてお伺いします。

最近、女性や子供になぞのシックハウス症候群が増えています。シックハウス症候群の症状は、頭痛、せき、鼻水、涙、目まい等いろいろあり、原因は化学物質やカビなどです。先日NHKでなぞのシックハウス症候群で家や学校に入れない子供たちがいるという報道がありました。事例1で、北海道のある学校で新庁舎が建ち児童が教室に入った途端、子供たちが頭痛や目まいを覚えて、教育委員会に相談したところ、北海道環境研究所で調査してもらいました。調査中は児童は体育館で仕切りをして授業をしていましたが、調査の結果、化学物質13種類の国の基準以下でしたが、100種類の調査をすると揮発しにくい水性塗料が原因で油性より安心・安全と思われていたものが原因でした。

事例2、ある学校の階段が老朽化して修理で張りかえをする工事をしていて、2階で授業をしていた20人の子供が頭痛、目の痛みがあり調査すると、化学物質は国の基準以下でしたが、原因は接着剤でした。そこで、伺います。

耐震工事が終わった学校で、例えば龍田小学校、斑鳩小学校で終わりましたが、子供たちや先生にシックハウス症候群が出たケースはなかったでしょうか。

それと、今から耐震工事をする学校でシックハウス症候群、例えば太田小学校は今年と来年で耐震工事しますし、石海小学校も耐震工事しておりますが、これから予測されますが、これについての対応を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） シックハウス症候群について2項目について答弁をさせていただきます。

まず最初、子供たちや教師でシックハウス症候群が出たケースについてでございます。平成21年度には龍田小学校の校舎耐震化工事を行いました。そして、太田小学校の校舎増築工事を実施いたしました。また、平成22年

度には斑鳩小学校の校舎耐震補強工事を実施いたしました。龍田小、太田小、斑鳩小のいずれの学校からも工事終了後、子供や教師から、いわゆるシックハウス症候群の症状が出たケースは報告されておりません。

公共工事においては、国が指定するホルムアルデヒドなど、13種類の揮発性の有機化合物の含有が極めて低い建材を選定して使用し有害物質の発散予防に努めており、竣工時には室内のホルムアルデヒド濃度を測定し、基準以下であることを確認した上で業者から引き渡しを受けております。また、机やいす、コンピューターなどの学校用の備品から発散される有害物質を想定して建築基準法で常時換気設備の設置が義務づけられておりますが、改正前の学校施設においても改修工事にあわせて換気設備を新設することとしております。

以上でございます。

失礼しました。

次、2点目ですね。

仮定の話になるわけですが、今から耐震化工事をする学校で、もしも今後シックハウス症候群が出た場合の対応についてでございます。

学校の施設整備につきましては、今後太田小学校の校舎耐震補強工事、石海小学校の校舎耐震補強工事、斑鳩小学校の体育館改築工事、太子東中学校の校舎増築工事等を予定しておりますが、これらの工事により児童・生徒や教師からシックハウス症候群が疑われる症状が出た場合には、まず専門機関による検査を行い、原因物質を解明することが一番であると考えております。シックハウス症候群は症状が多様で、症状発生の仕組みを初め未解明な部分が多く、またさまざまな複合要因が考えられることから、その対応はケース・バイ・ケースとなりますが、原因物質を減らすため教室等の十分な換気に努めるとともに、施設整備に際して使用する建材等の選定について室内空気を汚染する化学物質が発生しない、または少ない建材を使用するよう配

慮しているところでございます。今後もそのように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 1番について、学校で耐震工事が終わってシックハウス症候群がなかったということで安心しております。公共施設の化学物質の13種類のホルムアルデヒドのあと13種類については一応基準以下でどことも新庁舎の建設というんでしょうか、学校の耐震をしたり校舎の建築をしたりしているわけですが、原因がわからない、例えば新築の家の何にもなかった、新築の家に入っただけにお父さんはどうもなかったけれど娘と奥さんがシックハウス症候群になって調べたところ、TVOCの揮発性有機化合物基準が多かったということでその家を売って出ていったという例もあります。それから国会議事堂の参議院室を改装したわけなんですけど、これも頭痛と目まいが議員さんの中で起きましてシックハウス症候群が出たと聞いておりますので、大切な将来の子供たちに、だから学校の先生方にはそういう症状が出ないような資材というんでしょうか、そういう材料を未解明、いろんなことで原因が難しいかと思いますが、気をつけていただいて、子供たちが安心して勉強できるような、そういう学校にしていきたいと思います。これで終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で橋本恭子議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 番号変わりました済いません。11番公明党中島貞次でございます。ただいまより通告に従いまして一般質問させていただきます。

その前に、昭和26年4月1日に太子町が新しくできまして、今年還暦60年ということになりました。それについて昭和26年4月23日に第1回太子町議会議員選挙が行われまして、これも60年、ちょうど太子町と同じようになりまして、その当時26名の議員が誕生し

たと、そういうふう聞いております。第1回の町会議員選挙から60年、今回新たなメンバーのもと新出発をして還暦からまた次の60年スタートというふうに新鮮な気持ちで今おります。ほんで、その当時は、これももう皆さん御存じで余談ですが、旧斑鳩町、石海村、太田村、2村1町が合併しての太子町でございまして、これからもまた町民のため一生懸命努力してまいりますんで、またよろしく願いたいします。

まず、通告に従いまして1点目でございます。防災対策についてをお伺いいたします。

未曾有の大震災、マグニチュード9というすごい大きな地震が東日本大震災でありました。過日も市町長の講演会で講演がありましたけれども、これは特異な大震災でございまして、3つの震源域から同時に複合重なり合ったということですすごい結果になったと。今まだ10万人を超える方々が被災して避難所生活をされておられるということです。これを他山の石とするためにも、我が町でも対策を講じていかなければならないと考えましていろいろニュース報道を見たときに、多くの方がやはり学校施設に避難するケースが多いわけです。その学校施設の問題を今回取り上げたいと考えております。

町内小・中・高校は、万一の避難の際には収容人員が防災計画によります地域防災計画としては斑鳩小学校は500名、それから太子高校で600名、太子西中学校600名、石海小学校500名、太田小学校500名、太子東中学校600名、龍田小学校450名というふうに地域防災計画の中で収容人員を考えておられます。

テレビ、ニュース報道でもやはり小学校の体育館等に多くの方が避難したというのは御存じかと思いますが、その中で今回の震災で特に問題となった点では、多くの方が避難しましたが、実際体育館、小学校へ行きまして、まずテレビニュース等情報が一切入ってこないということ、それから学校施設から電話がかけられないなど、いろんな問題があったわけで、施設の問題としての整備が整えら

れなかった点にあると思いますが、今後太子町としてどのように対処するのかということをお伺いします。

2点目として、公民館等に、公民館といえども語弊があるんですけども、南総合センターなんですけども、非常食や毛布など置いてあるが学校にはないということで、これは私の思い違いで、学校の中だと、そういうに記憶しておりましたが、決算書を見ますと、学校には毛布はちゃんとあるわけですね。これは済いませんでした。この現状を改善すべきと考えますが、見解をお尋ねします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 避難所におきましてのテレビや電話の問題につきましては、避難所として指定はしているものの平常時は別の目的で、本来の目的で使用されている施設でございます。テレビや電話を使用する必要がないため、アンテナや配線等が整備されていないことが問題となっております。町内におきましても、避難所として23カ所の公共施設を指定しておりますが、整備の状況はいろいろでございます。今後は、公共施設のそういった震災に対応する整備の際には避難所として必要となる機能、どういう形が一番いいのか、それを考えてみたいというふうに思っております。

それと、備蓄品の関係でございますが、避難所となる小学校には毛布を備蓄しておりますが、公民館等、中学校も含めましてですが、スペースの関係で毛布の備蓄はいたしておりません。太子町は幸いといえますが、町域が狭うございますので、公民館等を避難所として使用する際には防災倉庫に備蓄している毛布によって対応したいというふうに考えております。

また、非常食につきましては、賞味期限がございますので更新を行う必要があることから管理上避難所に備蓄するよりも一括で管理することが適切であるというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 お答えありがとうございます。

ところが、私自身今回の地震、東日本大震災を考えてみますと、一番今回の地震で大きかったのは、予想以上の規模がマグニチュード、エネルギーであったということと、もう一つは完全にライフライン、交通の遮断があったということで、小学校にしても公民館にしても孤立化した状況があったわけです。これは特異なケースかもしれませんが、太子町としても今後起こり得る、今まで想定していた地震規模を超える大きさの地震が来たときにどう対応するかというのを考えないとあかんわけで、予想を小さく考え過ぎますと、余りにもいざというときには対応ができないわけです。そのために、これは新潟県の中越地震で起きました避難所となる学校に必要な諸機能を調査したのがあります。柏崎市の教育委員会がありますけれども、その中で避難所用の電話やファクスが要ると。それから、テレビやテレビ配線、ラジオ、あるいは自家発電設備、それから冷暖房設備、洋式トイレ、避難所用の直接の給水、仮設トイレの照明、シャワー、掲示板、その他入り口の段差解消、電源コンセント、小部屋間仕切り、学校と屋内運動場の仕切り、ござ、網戸、配ぜん用テーブル等々、こういうのが学校には必要なんだということを中越地震のときの経験から柏崎市の教育委員会が調べて文部科学省が集計したものです。

そういうふうに考えまして、それから先ほどライフラインが完全に遮断されたとき、あるいは交通遮断で孤立した場合のことを考えますと、備蓄倉庫が現在各小学校にはないわけです。いざ孤立したときに非常食等が即学校、体育館、小学校に避難したときにとれないという状況が当然生まれてくるわけです。

そして、特に今回また問題になりましたが、衛生設備の面で避難所生活が長引きます

とトイレ面あるいはおふろ、シャワーの面が非常に問題になったわけです。プライバシーの問題もありますんで、トイレに関してどうしても野外でしないといけないとかというふうな問題もあって非常に住民の方がお困りになったというニュース報道もお聞きしました。状況的には土を掘ってその中で用を足すと、また新たに埋めるというふうな状況のところもあるわけでありまして。そういう意味で北九州かどこかではその取り組みとしてそういう用便をするようなところにマンホールをあけて用便して、それが直接下水につながって排泄されるというふうなシステムを取り入れてるところでございますが、そういう意味で今後とも今まで想定していた以上の地震規模があったとき、特に山崎断層もそうですけれども、それを想定した上で今後考えていかないとと思いますんで、その辺特に学校には備蓄倉庫がないというのが大きな問題かなと思います。その辺の考え方をお聞きします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） お尋ねの趣旨は十分理解いたします。想定を超える以上の自然災害が起こった場合、これはもうまさにそれが東日本で、阪神大震災で起こったわけですから、どうしようもないかもわかりませんが、ただ事物資に関して言えば、役所としては今は一定の基準に基づいて、例えば毛布が何枚、おかゆが何食、ミルクが何食、マスクが何枚というふうに太子町がやみくもに、それ毛布2,000枚用意せえ、それおかゆを何食用意せえといったそういう形では用意をいたしておりません。国なり県なりの防災計画に基づいて太子町の人口、そしてこの近隣で一番近い、現在の想定は山崎断層で太子町に甚大な被害が出た場合にこれだけのものを用意しときなさいよという一定の基準に基づいて用意をしております。ですから、これ恐らく東日本大震災の影響を受けて、今年度中には国の中央防災会議がまた新たな指針を各都道府県に発信するものと思っております。です

から、どこまで何の物資を用意したらいいのという議論になるわけですが、その辺については非常に難しいと思います。

それと、これ国・県の補助ありませんので、単費で用意しなきゃいかんということになったときに、いやいや何々市さん何々町さんは、うちは何が起こるかかわからへんから1,000万円、2,000万円、どんどん予算をつぎ込むんですよというところもそれはそれであるかもしれませんが、その辺については財政状況等のバランスを見ながら一定の指針に基づいた準備をしたいと思っております。ですから、個々にどここの小学校、どここの中学校っていうんではなしに、全体計画の中で現状で考え得る一番妥当な金額、妥当な数量、そういうものを判断して用意していきたいというふうにしております。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 この学校の防災機能に関しては、教育委員会にも関係があると思います。これはもう既に御存じやろうと思います。兵庫県の学校防災マニュアルの中にも第3章「災害時における避難所としての学校の果たす役割」というのは載ってます。今年の4月8日改訂版でございますが、その中でも学校施設設備の防災機能の強化についてということで避難所としての施設等の配置及び整備とかライフラインの確保、あるいは非常時における情報の収集及び発信なんかいろいろ載っているわけで、教育委員会サイドとしても現場の先生方といろいろ協議を重ねられながら検討させていただきたいと思いますが、教育委員会の考え方をお聞きします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 教育委員会は、あくまでも災害が起きたときに災害本部が立ち上がるまでの初期準備の段階でございます。それまでの間に町民並びにその周辺の方々の引き受ける準備段階を教職員並びに町職員等々で耐え得って、そして本部が立ち上がれば、その指示命令系統の中で動いていくと、そういうようなことで伺っております。そのため

の準備は日ごろから職員にはマニュアル等で研修をしているわけでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 いろいろ学校の施設について今後もいろいろ検討をよろしくお願ひしたいと思いますし、先般県立高等学校施設の耐震化診断結果も出ました。それによりますと、太子高校もA1ということで非常にレベルの高い耐震化率であります。I s 値が0.75以上ということで耐震補強を完了して新耐震基準の建物ということで太子高校もなったそうでございます。そういう意味で、あと今後も小学校の耐震化がさらに進んで来年度完了すると聞いておりますが、これからも安全・安心を守るためのそういう学校設備でありたい。多くの方が学校に学校にと避難されますんで、その辺またよろしくお願ひいたします。

ほんで次、2点目に移ります。BCP事業継続計画の策定についてお伺いします。

BCPというのは、地震のような大規模な災害やテロといった不測の事態が発生しても重要な事業を継続できるように事前に立てておく計画のことではありますが、太子町としてその取り組みをお聞きます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 自然災害を初めとしましてインフルや感染症、テロ等により役場事業の継続が困難となる状況が発生する場合に備えるためのBCPでございますけれども、必要性につきましては当然認識しております。全国的にも都道府県では44%ぐらいだと思っておりますが、市町村におきましてはまだまだ10%未満だと思いますが、整備が遅れている状況でございます。本町においても整備されていないのが現状でございます。今後は東日本大震災によりまして必要性が再認識されましたので、順次市町村、小さな自治体におきまして進められるだろうと思っておりますが、本町におきましても有効なBCPの内容につきまして、まずは研究から始めたい

というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 明快な答弁ありがとうございます。

当然内閣府の防災担当からもそういう地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説等が太子町に回ってると思いますが、その辺は手引書あるいは解説書があるんですけども、その辺はある程度理解されたというか、読まれたというか、その辺いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） おっしゃるとおりの内容は把握いたしております。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。ですから、地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説ということで、地方によっては地域防災計画があるから取り組めないやというそういう意見を統計のデータで読みました。太子町には当然地域防災計画がきちんとあるわけでありましたが、地域防災計画はあくまでも何か起きたときのその対応でございまして、一様の対応が終わった後、じゃあ町の業務、それぞれお仕事があるわけですから、それをどう取り組んでいくかというのを明確に示す計画でございます。ですから、いつまでも震災対応に頼らずに、例えば福祉の相談あるいは町民から言うああいう証明証等の手続等、即要の場合が結構あるわけでありまして。それから、固定資産の関係とか、住宅の関係とか、そういうのをいつ——例えば地震発生してから何日後、何週間後にはもうこの事業はすぐ進めるんだという、そういう計画でございまして、地震とかそういう災害というのはいつ起きるとも限りません。そうしてまた、これも電子自治体ともある程度関係があるんで難しい問題ですけれども、この計画の中には、例えば庁舎がもし地震でつぶれた場合の代替機関とか、かわりになるところはどこかとかというふう

なところまで明確に決めるようにというふうな設定もございます。新しい庁舎が一応いつ完成するか具体的には聞いておらないんでわからないんですけども、それまでの期間この現庁舎が存続するわけですから、その間にいつ何が起きるとも、これは自然ですから人間が勝手にするわけではございませんので、自然の災害ですんで先行き不透明ですんで、現庁舎でどういうふうに対応できるかを今後もし何かあったときにそういう計画を立ててしっかりしていただきたいなというのが私の願いです。

最後に、その辺の決意を、町長、よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） このBCP事業計画等々の件でございしますが、我々も今こうした財政状況の中でいろいろ考えていかなければいけない。そして、対応するに当たっても、せんだっての講演会でもお話がありましたように、想定するなということも言われておりますね。どういう想定より上になれば、今度の東北の震災のような大規模になりますし、それより小さければそれでいんですが、大きくなりや大きくなるほどまた対応の仕方もころっと違います。だから、そうしたところは我々は行政を預かる者としてはいち早く行動に移れるような体制、その危機感ですね、お聞きになっておわかりのように、防災訓練一つにしても防災訓練では歩いて避難している、そうじゃなしに平素からもう走って避難とかどっかへ行くというような日常のそうした心得を身につけておかなければいけないと、このように考えます。我々もそうした計画等は立てる必要があろうと思いますが、これも今我々が考えられるのは地震に関しては耐震設備の整ったところで仮業務を打つか、そういうことを考えていかなければいけない。

私一番今心配しておりますのが、電算関係の問題でございまして、これが壊滅状態になりますと復旧まで相当時間等々要しますの

で、早くそうしたところをバックアップなり、後のフォローがとれるような体制を整えなければいけないと、このように考えております。

いずれにしても、そうした職員が危機管理体制を持ち、また町民の皆さんも一緒になってそういうところを取り組みができるように今後も防災訓練等々も通しながらこの計画についても最少必要限度という言い方もこれは語弊がございますけれども、そうしたところも財政面でございますので、考え合わせてやっていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。速やかにまたBCP事業継続計画の策定をよろしく願いいたします。

続きまして、3点目に移らせていただきます。太子町の各種事業補助金交付規則についてお伺いいたします。

太子町各種事業補助金交付規則、昭和48年3月17日規則第3号改正がずっとあるわけがあります。その中に、補助対象事業としていろいろありまして、特に土地改良事業の中で、かんがい排水施設の新設及び改良に関して受益面積がおおむね2ヘクタール以上のものが一番であります。2番が、農道の新設及び改良、受益面積がおおむね3ヘクタール以上の農道と。3番目、農業用ため池の改良受益面積、おおむね1ヘクタール以上のものと。これは査定事業費の60%以内、国、県の補助事業の場合は補助残に対して45%以内というふうにメニューといいますか、補助率が定まっているわけでございます。

ところが、いろいろ自治会の方とお話しする中で、特にかんがい用水路につきまして60%、2ヘクタール以上で60%というこの2ヘクタールという壁が高いのではないかと。2ヘクタールという壁があるがために小さな面積であっても、例えば多額の費用がかかる場合に自治会としてそのままほっとかざるを得ないという状況があるわけです。というこ

とは、30年たっても、例えば側壁あるいは底面がコンクリートのところから土のところ結構あつたりするというふうな整備が不良のところ結構あるわけでございます。それで、じゃあもうちょっとこれを、2ヘクタール以上をゼロというのは全く対象外でしょうけども、ある程度ランクを区切って、あるいは補助率ももうちょっと下げてとか、そういうふうな対策は考えられないのかどうかというのがまず1点でございます。

2点目は、同じくその補助規則の中に児童福祉施設整備事業があるわけですが、午前中の質問でも公園について質問があったわけですが、特に開発団地などに若い世代が済んでいる場合があつて小さなお子さんが多いわけです。開発団地ですから、町に帰属した公園があつても遊具等の施設器具が面積の割に不足している場合があるわけです。もっと未来を担う子供たちが楽しめる公園にという保護者の願いがありますが、対策を講じてもらいたい、しかしこの場合にどのようにしたらいいのか解決方法を改めてお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず、土地改良事業にかかります補助の基準面積についてのお尋ねでございます。

この要綱につきましては48年3月17日に制定をいたしまして、以降土地改良事業につきましては受益の面積を変えているものではございません。あくまでも土地改良事業ということでございますので、農業かんがい用に必要なものということで、受益面積というのはどうしても設定をしなければいけないというように考えております。基準をもう少し下げてはということでございますが、もともと余り下げてしまいますと受益者が1人だけになってしまうとか、そういうようなことも想定されるわけございまして、もともと土地改良事業につきましては複数受益者というのをまず想定がございまして、そのあたりと、あるいはまた事業効果等を勘案した中で2ヘ

クタールということで最低基準を設けております。あくまで考えということを申し上げましたが、生産性あるいは補助金の有効性ということを考えますときに、補助率を変更することについては慎重であるべきというように考えております。

それから、2点目の児童福祉施設整備事業についてのご質問でございますが、先ほどご指摘のございました帰属公園での遊具のない箇所についてどうすればいいのかというようなお話でございますけれども、現在帰属公園、太子町内48帰属を受けております。そのうち広場で、ベンチはあるものの広場だけと、何もないところ、広場のみというのも含めまして5カ所ほどございます。それ以外は遊具が数台入ってるとこのような状況でございますが、先ほど申されましたように、地域のニーズということについても高まっているというようなお話もございます。我々は開発が行われる場合に事前協議をやるわけでございますけれども、その中で遊具等については今後協議を進めるといいますか、遊具の設置についてもう少しニーズを把握した中でお願いをする、協議を進めるということを行っていきたいというように思います。

ただ、今の5カ所につきましては、改めて遊具を行政のほうで設置するという新設で行うということについては、今のところは考えていないということです。

更新につきましては、あくまでも帰属公園、町が管理するものですが、日常の管理は地元でしていただきますけれども、例えば壊れたというような場合については更新等については当然実施をしていくということになるのかと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

もう一点お伺いしたいのは、そのかんがいの受益面積2ヘクタールという条件ですけれども、これはなぜ2ヘクタールなのかということ。

それともう一点、さっきの帰属公園に関してですけれども、既にある、それでは少ないんでもう一つ追加したいというような場合の考え方というのはどういうふうになりますか。それをお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） なぜ2ヘクタールということでございますが、先ほども申し上げましたが、農業の生産性といえますか、そういった部分もある程度は考慮しなければなりませんし、余り下げてきますと、先ほど申し上げましたように、1人の受益者だけになって、1人といえますか、そういう可能性もなきにしもあらずということで、土地改良に関してはあくまでも複数受益者を想定しているということがございますので、2ヘクタールが妥当というようなことで考えております。

それから、帰属公園に改めて追加をするということについても、新設とあわせて追加、新たな遊具をとということについても、今のところは考えていないという状況でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今の答弁から、この前お聞きしたときと余り変わってないというのが正直な気持ちですけど、住民の方からは、この前も言いましたけれども、滑り台1個だけで子供は楽しくないというのが正直な気持ちなんです。あと、砂場なりジャングルジムなりもう一個あったらもっと違うのになと。面積の割に1個というのは何か寂しいなあというのを地域の保護者の方からも聞きますし、その辺また何らかの形で今後考えていただきたいと。これでストップというわけには考えずに、もう一つ頭をやわらかくしていただいてもうちょっと考えていただきたいなあ、そういうに思いますんで、またよろしく願いいたします。

それから、水路の問題ですけれども、1人の受益者の可能性もあるということで、受益者が少ない場合もあるからというふうなこと

もありますけれども、ただ何もしないと荒れ放題といいますか、結構、ある自治会の会長さんとお話ししたときに、30メートルほど全然整備されずに水路の側面が土のまま、側壁は一応コンクリートになってるらしいんですけども、ただ自治会全体からするとかんがいの水路の影響を受けるのはごくわずかな人やから、そなん自治会で使われへんやろうというふうな大きな意見もあったりして自治会ではどうしても対処できないということで30年ほったらかしというふうな状況が続くそうです。だから、そういう場合にますます、当然かんがいは使ってますけども2ヘクタールまでいかない、そういう大きな面積ではないんでどうしようもないなあというふうな感じで困ってはりましたんで今回質問させていただいたわけです。ですから、今後いろんな面でまた水害等の問題も出てくるかもしれませんけれども、またその辺頭の中に一つ置いていただいて検討のほうを、これでストップということはお聞きしたくありません。今後検討の余地をどっかに残していただきたいなあということでよろしく願いいたします。いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 土地改良につき、くどいようですが、例えばいろんな規模に応じて補助の国営であったり県営であったり団体であったりという、そういうことがあってそれぞれが受益があって、だんだん最後は町営というようなことになってくるんですけど、それにそういうものがあるもんですからどうしてもかんがい用で対応していくことに非常に難しさがあるということを申し上げたものでございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 くどい質問で申しわけありませんでした。また、今後よろしく願いいたします。

続いて、4つ目に移ります。高齢者の支援タクシーについてお伺いいたします。

高齢者の方にとって足の確保が重要な問題

になっている昨今であります。病気の治療で通院のための足が確保されないと、自転車では遠過ぎる、タクシー使うとお金が多額になる、バスは通っていないなど、住民の特に高齢者の不便さを嘆く声をお聞きします。そして、いつもほかの市町ではこんな制度やっとなやで、太子町はどないなっとなというのをお聞きします。

そこで、コミバスがない我が町としては住民の足を確保する手だてとしてタクシーを利用した場合の補助金制度をつくって住民の足を確保する仕組みをつくってはどうかと。初乗り運賃またはたつの市のような500円補助などを考えてはどうかと思いますが、それについて見解をお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 高齢者の支援タクシーについてでございますが、高齢者の交通手段の確保の一環としましてタクシー利用助成を他市町で実施されていることは承知いたしておりますが、本町でも過去にも事業費を試算したことがございます。数千万円以上の経費を要してきます。高齢者の増加に伴い年々事業費が増加し、一度始めると中止できない事業でありますので慎重に見きわめが必要でございます。近隣市町と比べまして極めて面積が狭いことなどから、タクシー利用助成は見送らせていただいております。高齢者自身が自家用車を運転されたり、家族等の自家用車に乗せていただいたり対応されていると思いますが、高齢者の足をどう確保していくかは重要な課題となっております。財政的にも本助成を新たに行うことは本当に難しく、他の高齢者事業全体の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。現在高齢者を取り巻く状況というのは非常に厳しくなっているわけです。当然ひとり暮らしの方もいらっしゃるし、高齢者のみの家族、現在は高齢者といっても老老介護するよ

うな家族まであるわけです。ですから、そういう高齢化社会にありまして、特に高齢になりますと昔は落ち葉マークと言ってましたが、今はクローバーですけれども、クローバーマークで走れる人は結構なんです。ところが、免許更新のときにどうしても運転機能、運動能力が落ちると運転免許証も当然交付されなくなってしまうと。ということは、今まで車乗ってたのに車が乗れなくなってしまうという、そういう高齢者もいらっしゃるわけです。

ちなみに、たつの市さんではこういう制度をやっとってなわけです。70歳以上の高齢者が在宅する世帯で自動車を所有していない世帯で所得制限あるという条件のもとでタクシーチケットで料金の一部を助成しますというサービス内容です。500円の券を配布して年30枚、市指定のタクシー会社、たつの市では25社あるそうですけれども、それで配布されているわけです。

平成17年の段階で6,257枚利用されました。扶助費として312万8,500円、それから平成18年、今度は数が飛躍的に増えまして1万5,012枚利用されました、750万6,000円ですか、平成19年には1万6,301枚利用し、815万500円、平成20年には1万8,435枚利用されて921万7,500円、平成21年は1万9,668枚利用されて983万4,000円というふうな扶助費になったわけです。急激に増えたのはなぜかといいますと、平成17年の段階で旧龍野市は641が現在674、そんなに変わらないわけです。ところが、新宮町が平成17年26発行が新しい21年版で106枚、4倍に増えたわけですね。当然地理的な問題がある、それから高齢化の問題もあるということで、揖保川町も42が121、御津町は特に17年の段階で3枚発行だったのが21年には146枚と、驚異的に伸びている数字なわけです。ですから、どうしても田舎言うたらおかしいですけども、交通機関の余り発達していないところほどこのタクシー利用は多いということが言えると思います。その中で特に全体を比べたときに、

22年版がちょっとわからなくて平成17年の国勢調査によりますと、65歳以上はたつの市で1万6,823人、太子町で5,165人、それから70歳以上になりますと、たつの市で1万2,251人、太子町で3,462人とおおよそたつの市の3分の1強かなという割合です。その中で、例えば佐用町なんかは全額負担してますけれども軽く1,000万円を超えるそういう規模であちらはやっておられますけれども、そういう意味で人口的にも現在先ほど見ました、たつの市の人口に比べますとおおよそ3分の1が見込まれるということで、当然たつの市と同じような制度を使うとすると扶助費もおおよそ3分の1、21年度でいいますとね、ぐらいに落ちつくかなと推定するだけで、実際にやってみないとわからないわけですけど。そういうふうに考えますと、扶助費としてどうこの数字を当局として見られるかということでございます。

それからあと、高齢者の手足となるそういう医療機関が特に最近姫路市のほうで優秀なというか、総合病院が1件できましたんで、大部分の人がそちらへ行かれます。そういう意味でどうしても高齢者の足で、ある医療機関から紹介されたらまた姫路市の遠いところまで行かなあかんとかというケースも結構ございますんで、その辺の住民の足の確保という意味で高齢者の支援タクシーの制度をつくってはどうかと思いますが、当局の見解をお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 私どもの高齢者タクシーにおきましての試算でございますけれども、今議員言われましたように、75歳以上で500円、これを30枚以上っていうようなことになりましたら、本当にたくさんの2,000万円以上の費用がかかります。過去にも福祉タクシーについては検討をさせていただいておりますが、利用者を限定する給付事業になるため、今のところ現状の財政事情に余裕がないということで廃止になっております。ご理解賜りますようお願いいたします。

ます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今後高齢化社会ももっとも進んでいくと思いますので、要は町内にそういうコミバスもない太子町にあってますます高齢者の足の確保というのは重要な問題になると思います。所得が少ない年金暮らしのお年寄りも当然多いわけでございますから、その中であってこういう高齢者を支援するようなタクシー制度というのは私は有効だと考えますので、今後またこれも頭の中の隅っこに置いてもらってちょっとは考えていただきたいと、そういうふうに思いますので、また何かの機会にお尋ねしますので、よろしくお願いします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりますが、いろいろ言いましたが、今後ともよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。私で最後ですので、よろしくお願いします。

まず、1点目でございますが、農作物保護のためシカ対策のさくや網などを張れる施策はとれないかについてお尋ねをいたします。

山田、原、田中、上太田地区などではシカが出没し農作物を荒らしています。町は、現在兵庫県狩猟会揖龍支部に委託してわなを仕掛けて捕獲する対策を行っていますが、さくや網を張るなどの対策をとれないものかと思っていますのでお尋ねをいたします。

(1)年間何頭捕獲できて、捕獲したシカの処理はどうしているかなどの現状について、これ私も調べておるんですが、一応おさらいのためにこの現状をどういうふうになっているかについてご説明をいただきたいと思います。

(2)のり網、金属フェンス、ワイヤーメッ

シュ、トタン、電気さく等の国、県の助成制度はないか。太子町ではこのメニューでできるものはないか。

(3)町単独事業として施策を行っている町もあります。今行っている捕獲だけでなく、さくや網を張れるか等、太子町として対策を検討すべきだと思いますが、町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 農作物保護のためのシカ対策についてのご質問でございますが、まず1点目でございます。

平成22年度の捕獲頭数でございますけれども、被害を受けられました自治会から捕獲要望について狩猟会とともに被害状況、現地調査を行いながら県知事に有害鳥獣の捕獲の許可申請を行い実施するというところでございます。まず、それに基づきまして10頭の捕獲をしております。ほかに自主防衛によりますのり網によるもの、あるいは交通事故等によりまして死亡しているもの等約20頭ございました。

これらの処分でございますけれども、現在は焼却あるいは埋設するということになっておりますが、太子町の場合一度に大量捕獲されるということがございまして、1日1頭であれば斎場動物炉で焼却の受け入れをいただいているため、現在のところは焼却処分ということにしております。

2点目でございますけれども、国庫補助メニューには鳥獣被害緊急総合対策事業としていくつかのメニューがございまして、適用規模が非常に大規模なものが多いものですので、太子町において実施可能なものについては侵入防止さくの設置メニューがございまして。これは国が50、市町が35、地元15ということであるわけでございますけれども、新たに23年度から農家、地域住民参加型の直営施工による資材のみ支給するメニューが加わったと聞いております。これについては、メーター当たり2,300円程度の事業費ということになるようでございます。

3点目でございますけども、町単独の助成ということでございますが、現在のり網等を設置されておりますのは、農作物等を守るために個人が設置されておるのが現状でございます。さく等の設置については被害防止にはなりますが、シカの数が増加すれば、その対応も広範囲にさくを設置しなければならないと。成果を出すことが非常に難しいということでございますので、国、県におきましては現在シカ数を減らす対策ということでとっておりまして、西播磨県民局管内の捕獲頭数を23年度9,000頭としており、太子町におきましては28頭の捕獲を予定をいたしております。

現在そういったものの直接単費として町が補助をしていくということについては、制度的には持っていないということで、現在では個人あるいは国、県の補助等について地元と調整をするということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 捕獲頭数について、私も担当課に聞いておるんですが、若干少し数字が違う部分もありますが、細かい数字どちらでもいいんで、まず教えていただきたいんですが、侵入防止さくの設置というふうに言われたんですが、これをもう少し具体的にご説明いただきたいと思います。

まず、それから行きます。お願いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 防止さくにつきましては、ワイヤーメッシュのようなものが一般的ではないかなということでございます。それを山すそにずっと張っていくということでございまして、国庫が50、市町が35、地元15ということでどうしても地元負担がついてくる。そして、侵入を防止するためにはある程度の距離をしないと、またそちらのないところから出てくるというような状況で非常に広範囲に及びますし、地元負担等も出てまいりますので、そのあたりは十分調整も必要ではないかというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 侵入防止さく、いろんな種類がありまして、今ご説明いただいたものを太子町は考えておられるのかもしれませんが、例えば佐用町の例でいいますと、のり網、金属ネットフェンス、ワイヤーメッシュ、電気さく、こういったものとか、またトタンも使ったりしています。佐用町さんの場合には町単独事業で平成22年度は3,000万円の予算をつけていると言われていました。足りなかったらどうされるんですかというふうにお聞きしますと、地元は待ってくれませんかから補正をしてやるのだというふうにおっしゃっていました。場所によっていろいろ状況が違うわけですが、太子町においても現在かなりの状況になってきているというふうに思っておりますので、何とかこれをしていただけないかなというのが私の願いでございます。

費用的には、今部長のほうからは1メートル当たり2,300円ほどだと言われたんですが、佐用町の実績では、これ、この高さもいろいろありますので一概に言えないんですが、1メートル80センチ掛ける2メートルの場合でいいますと1メートル当たり1,769円で22年度のやった実績、平均で数字を出すとそのお金になるというふうに言われていました。

先ほど部長のほうからは、23年度は資材のみを支給するメニューでということをおっしゃったんですが、これ予算書を見てみますと、その項目の部分がないんですね。だから、実施するためにはその項目をつくっていただかなきゃいけないと思うんでそれをつくっていただいて、私の願いはぜひ今年度中にやっていただければありがたいと思うんで、今年度中にやってもらえるのであればそういう項目をつくっていただきたいし、新年度にまたなるのであればそういう項目を設けてぜひやっていただきたいと思います。ぜひとも今年度中に開始してもらえたらありがたいん

ですけど、その辺いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 23年度から新たなメニューということで、先ほど申し上げました地域住民参加型の直営施工ということでございますので、資材をお配りして、これは10分の10、すべて資材費については助成されるということで、ただそういったことでボランティアで地域の方がその網の設置について協力をいただけるかどうかというのも地元と調整をしないといけないと思います。そのあたりの状況を見ながら、もし可能ということであれば補正が必要でないかというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今言われたとおり、ぜひやっていただきたいと思います。もし地元にいる人が山とか持っておられたりとかいろいろ調整しなきゃいけないことがあると思いますが、地元と協力していただいて被害に遭っておられる地域の自治会に十分お話をされて、ぜひともこの事業が進むようお願いをいたします。

2点目でございますが、健康づくりのためのウォーキングマップをつくってはどうかということについて質問、提言をさせていただきます。

ウォーキングを通して健康維持、町内各地に親しむまちづくりを推し進めるため、町内全域を含めたウォーキングマップをつくってはどうかということを提案させていただきます。町民の健康づくりのために町の散歩道をつくってはどうか。その道の地図をつくり、それには役場施設や病院、観光名所、避難場所などを載せて町民が散歩を楽しくしながら町民に町のことを知っていただく、そして健康の維持をも図れる予防医学的なことにも寄与できることを町挙げて行ってどうかと思います。町の散歩道とは、今ある道をそのまま使うもの、また里山再生対策事業、修景等環境保全で里山を整備したもの、福井大池のた

め池整備事業でできたものなどいろいろな場所から、例えば何キロコースとかのコースをつくったり、スタンプラリーができるようなことも考えてもいいのかもしれない。年間何日以上とか、何キロ以上歩かれた町民を表彰するなど、これに関してはアイデアがどんどん広がっていきます。持ち歩きのできるコンパクトなものを各戸に配布したり町内に置くなど、それほど予算もかからないと思いますので、実施を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 私のほうからは健康維持のウォーキングについてということで申し上げます。

生活習慣病予防、介護予防、健康づくりにおきまして運動を取り入れることは非常によく、ウォーキングにおきまして日常生活に取り入れやすい有酸素運動の一つでございます。ウォーキングの効果を知ってより安全に実施できるよう、またウォーキングを始めるきっかけとなるよう本町においてもウォーキング教室を実施してきました。今年度におきましてもきらり健康教室の中でもウォーキングを積極的に進めてまいります。

また、町民に活用していただけるウォーキング支援事業としまして太子いきいきウォーキングという名称で歩数登録事業を平成17年度より実施しております。この事業は歩数記録表を配布しまして生活圏域内において毎日継続にウォーキングし、100万歩達成できましたらさわやか健康課に提出していただきまして100万歩、300万歩、500万歩、700万歩、1,000万歩達成の方で了承を得た方につきましては「広報たいし」にも掲載、紹介しております。さらに、100万歩、500万歩、1,000万歩達成の方につきましては、健康づくり推進協議会から認定証と記念品をお渡ししております。これまでの事業登録者は57名で、延べの各到達提出者は273名となっております。今後もこの事業を多くの町民の健康づくりのために活用していただけるよう一層

普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず、安心・安全にウォーキングができる機能を有している道路ということでございますけども、そういう意味では大津茂川のサイクリング道路あるいは林田川の遊歩道等があるのではないかと考えております。

また、道路歩道部におきましては、歩行者用と歩行者と自転車、通行可能な自歩道がありますが、一般的には車両通行道路機能に移動のための歩車道を設置した道路構造ということになっておりますので、そのあたりは完全に占有というわけにはいかないかなあとというように思います。その上でご提案の福井大池遊歩道や里山である檀特山など、町域の中でウォーキングや毎日の散歩、登山など健康づくりに活用されている箇所もございます。このようなコースを住民の皆様知っていただけますように、町ホームページの掲載やウォーキングマップの作成など、今後健康づくり担当部署と検討をしてみたいというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 生活福祉部長がおっしゃった57名登録、273名到達ということなんですが、詳しく説明いただきたいんですが、登録しなくても到達したと申告すればいいということですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 事業登録者で申請という形になっておるかなというふうに思っております。

（服部千秋議員「登録者が申請すると」の声あり）

はい。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 そうしましたら、登録者がほかの方も申請していいという意味ですか。

数が多いですから。

いや、うなずいていただいたら、もうそれで、もしそうでしたらそれで次に移るんですけど、そういうことですか。

○議長（佐野芳彦） ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午後4時40分）

（再開 午後4時46分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、どうぞ。

○生活福祉部長（山本修三） 登録者数57名、延べ各到達者273名ということは、57名がそれぞれ到達した延べ人数273人ということでございます。57名がそれぞれ到達した人数で延べということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 それで、57名、もちろん広報もされてるんですが、もう少し参加して下さる方がいいなと私は思います。それで、例えばこれ斑鳩ふるさとまちづくり協議会がつくっておられてるものですけども、私はこういうようなものを太子町全域での地図にしてもらって私がつくっていただけたらなと思ってるのは、その全域でつくっていただいて、もう一年ももちろん公共施設とかトイレとかも載ってるし、このコースだったら何キロぐらいのコースだとか、太子町のウォーキングのコース、10カ所でも何カ所でもいいんですけども、そういうような何かこんだけ歩いたらこれだけのキロになるんやなとか、ここを歩いたらこれぐらいになるんやなとか、そういうことが太子町全域できて、そして町民の皆様が町のいろいろなところを歩けて、もう非常に多くの方がウォーキングをされていらっしゃる現状ですので、そういうふうにしてもらえたらなという思いがあって申し上げます。

経済建設部長のほうから道路を歩行者に占有できない云々のお話もありましたが、私そういう歩行者用の専用道路をつくってくださ

いとか言ってるのでは全然なくて、町内のいろんなところをウォーキング、散策できるようなところ、その中に一つは例えば少し小高いところに登る部分もあるでしょうし、平地のところを歩くところもあるでしょうし、あるいは総合運動公園まで歩くコースもあるでしょうし、そういったようなものをつくっていただいて町民の皆様の健康づくりに生かしていただけないかなと思ってんです。

それで、今町がやられている何歩歩いたらということももちろんそれも含めていただいたらいいと思うんですけど、今すぐにでなくて検討してもらえたらありがたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

このウォーキング、毎日歩かれる健康ウォーキングですね、そういうウォーキングもございますし、また先ほどおっしゃってますように、遊歩道を歩いて散策されるウォーキング、また逆に檀特山ですか、ああいうところの散策道を歩かれるウォーキング等々、いろいろと人それぞれによって私は変わってこようと、このように思います。また、毎日歩かれる方は自分のお住まいの近所でどこかそうしたところを探して歩いていらっしゃる方もたくさんお見かけいたします。しかし、おっしゃってますように、檀特山とか、それから大津茂川のサイクリング道路、またそのサイクリング道路も勝原のほうまで抜けております。そうしたこと、一度健康づくり、生活福祉とまた教育委員会の体育館も以前は体育館でウォークラリーっていうのがございまして、どこにポイントがあるとか、そういうようなマップも一時あったことも私記憶しておりますので、そこらは一度協議してまた考えさせていただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） ちょっと待つてね。

間もなく定刻の午後5時がきますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長します。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 ぜひ検討をお願いいたします。町民の皆様に歩きたいなあという、ウォーキングをしたいなあという気持ちを持っていただけるように、そういう施策といいますか、マップといいますか、そういうようなものを考えていただけたらありがたいというのが私の趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

3点目に行きさせていただきます。

3、海外との姉妹都市、姉妹校提携など、外国との国際的な関係をつくったり、国際的な教育を行ってはどうかということをお尋ねいたします。なかなかこれ踏み出すのは大変だとおっしゃるのかもしれませんが、勇気を持ってこの質問をさせていただいております。

(1) 姉妹都市提携、姉妹校提携についてですが、国際理解の推進のため、都道府県だけでなく地方自治体の中には海外と姉妹都市提携を行っているところがあります。国際化が進む中、日本の内容を学習し、同時に外国の内容に心を開く教育も重要であります。日本人としてのアイデンティティーをしっかり持つために日本のことも十分学習しなければなりません。また、外国の人や文化と接することも重要であります。このことの一つとして姉妹都市提携や姉妹校提携といったことは考えられないかお尋ねをいたします。

(2) また、姉妹都市提携や姉妹校提携とまでいなくても、例えば海外から来られている外国人講師の母校などの小・中学生とメールのやりとりをすることといったようなことなど、手ごろにできることから取り組むことも重要なことだと思います。

現在なかなかそういったことが町内ではできていないと担当課や学校現場から聞いておりますが、1つでも2つでもできることから取り組んでみてはいかがでしょうか。

(3) 現在太子町は外国人講師は町に1人いますが、たつの市は5つの中学校に5人、つまり1中学に1人配置されています。以前太子町にも指導主事を配置すべきではないかと

も聞いたことがあります、この面、つまり外国人講師の面でもたつの市との対応には差が見られます。太子町もソフト面、人的な面にこれからは力を注ぐべきではないかと思いますが、いかがですか、お尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 姉妹都市提携、姉妹校提携は、確かに国際理解を進めるための一つの方法ではありますが、提携ということは相手方が必要なことでございます。提携するからには相手方団体との何らかの縁、あるいはそれまでの経緯、経過、流れというものが必要であろうと考えております。いきなり姉妹都市提携、姉妹校提携というものをありきで目指すのではなくて、まずは現在行っている学校での取り組みを進める中で、あるいはまた住民の皆さんの交流が何らかのきっかけとなってある外国自治体との縁が生まれ、姉妹都市提携、姉妹校提携のそういった機運が生じることがあれば、そのときに初めて検討の時期であろうと考えております。現在のところ、そういったことは全然考えておりません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 教育委員会のほうから(2)と(3)について答弁させていただきます。国際的な教育とできることからの取り組みということについて答弁させていただきます。

小・中学校における外国語教育は、言語や文化に対する関心を高め、多様なものの見方や考え方を理解し、みずからの考えや意見を伝えようとする態度や能力を育成する基礎を養うものであると考えております。

現在英語を母国語とする外国語指導助手ALTによる英語授業の補助活動につきましては、コミュニケーション能力を総合的に育成するため、指導計画に沿って聞くこと、話すこと、読むこと、書くことを中心に指導を行っております。ご指摘のように、生徒の実態や教材の内容などに応じてコンピューターや

情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用したり、グループワークまたはペアワークなど、学習形態を適時工夫することなど、できることから取り組んで行くことが子供たちが広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、国際協調の精神を養うことにつながるものと考えます。

3つ目、ソフト面、人的な面に力を注ぐべきではないかということについてご答弁申し上げます。

現在児童・生徒の安全な学習環境、生活環境を確保するため、いわゆるハード面である学校施設の耐震化を最優先に取り組んでおりますが、学校教育においては子供たちの学ぶ意欲を高め、児童・生徒のさまざまな考えを引き出し、思考を深めたり、学習したことを振り返らせたりすることなど、状況に応じたきめ細かな指導が求められております。そこで、各学校では繰り返し指導や学習内容の習熟の程度に応じた指導、補充的な学習、発展的な学習など、一人一人に応じた指導を行うため、指導方法や指導体制の工夫、改善に取り組んでいるところです。

教育委員会としましても、ソフト面、人的な面への支援体制は財政的な制約がございますが、でき得る限りのサポートを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 姉妹都市とか姉妹校を提携するのは非常に大変なことだと私も思いますが、あえて今部長がお答えになったことに質問をさせていただきますが、住民の交流、機運が生じることがあったときに検討の時期だと思うというふうにおっしゃったと思いますが、住民の交流とか機運を高めようと、何かされようというお考えはありますか。それとも、そのままにしておいてそういうことがもし万一あったときにそういうふうにというふうなお考えか、お尋ねをしたいと思います。

お願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） いや、特に何も考えておりません。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 そうお答えになるかなと思ったんですが、私はそういった国際的なつながりというものは何もしなくて姉妹校提携にできるような状態にまでなるとは思いません。ですから、そういう姿勢を町当局が、あるいは教育委員会が持つかどうかによって外国とのつながり、関係には大きな違いがあると思いますので、私個人は私が申しておるように、外国との関係についてもご検討いただけたらありがたいなと思っております。今のご答弁で当局の考えとは違うと思いますが、私はそう思っております。

それで、外国人の英語の先生の実態なんですけども、たつの市さんのどういうふうにするか、先生の先生が中学校以外にも、小学校にも行かれてるかとか、そういった様子もお聞きしました。どうも太子町は1人でその先生が小学校にも行くということになると、恐らくたつの市さんのほうが子供たちは外国人の先生によく接していると思います、頻度の点で言えば。ですから、太子町の子供は残念だなと思う面があります。財政的な面もありますので、教育部局としたら町長部局に増やしてくれと言いたいというのが多分本音ではないかと私は思いますが、最終的には町長がどう考えるかということにこういったことはかかわってくると思います。現状としては実態として太子町の子供のほうはたつの市さんに比べたら外国人に接している回数は少ないと思いますので、今後ともご検討を、指導主事のことはきょうは聞きませんが、指導主事のことも、またこの外国人講師のこともこのソフトの面により力を入れていただきたいというのが私の思いでございますので、私の気持ちはここで述べさせていただきます。ご検討いただけるものであれば、ご検討いただけたらありがたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 私のほうからお答えさせていただきます。

この外国の都市間交流ですね、国際交流、私もやりたいなという思いでございますが、しかしながらこれは何かの御縁なり何かのきっかけがないとなかなか提携が結べるもんじゃございませんし、長続きもしていかないと、このように思います。御高承のとおり、国内でも聖徳太子ゆかりの都市間交流に3町でやっておりますが、それにいたしまして、もなかなか紆余曲折で、そこまでこぎつけるのに相当年月を要したというところでございました。そうした中でそうした都市間外国との交流というのは太子町もどっかという気持ちは私もなきにしもあらず、やりたいなという思いでございますが、きっかけが何か欲しいなという思いでございます。

それともう一点、私ども太子町では今ALT1名でございますが、そのALTが小学校にも何回もつていうことはできませんが、小学校、幼稚園のほうにも私は出向いて交流をしていただいているというのは承知いたしておりますので、その点よろしく願います。

また、今後そうしたいい機会がございましたら、ほのぼのとする、また聖徳太子か野口聡一さん、そうした何かのきっかけをつかんで、そういうチャンスをとらえたいなという思いでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私の言ったことが十分伝わってなかったらいけないので、最後にこれだけ申し上げて終わりますけど、小学校とか幼稚園に行っていないと、太子町で外国人の先生が行っていないと申したのではなくて、雇われてる人数とか、たつの市さんに中学校の授業に行かれてないときにどういうふうにされるかを聞いたときから判断して、たつの市にも小学校にも行き、太子町にも小学校に行ったりしますが、その頻度が太子のほうが少ないと思いますということを私は申しましたので、そういったソフトの面に今後配慮

いただけたらありがたいなという趣旨で申しました。

それから、外国との関係は、外国人は私もたまたま英語の教員をしておりますけれども、自分のほうから自分の考えを言っていないとなかなか日本人と違うところがございます。最近中国の方、中国から日本にいられているある方と話していたことがありますけれども、日本人は何を言ってるかわからないと。しゃべっていて何か最後に言いたいことをどうもおっしゃるようですねということと言われたことがあります。私もその方には日本人の特徴をご説明をさせていただきましたけれども、外国とのつながりのときには黙ってこちらがいて、そういう関係をつくるということはまずほとんど難しいのではないかと思いますので、こちらのほうからもそういう動きをしてもらえたらなということを申しておきます。

では、これで終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で服部千秋議員の

一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

～～～～～～～～～～

**日程第2 請願第1号 30人以下学級
実現、義務教育費国庫負担制
度拡充に係る意見書の採択を
求める請願**

○議長（佐野芳彦） 日程第2、請願第1号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択を求める請願を議題とします。

ただいま上程中の請願第1号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月8日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午後5時08分）